

第百六十六回国
参議院内閣委員会會議録第六号

平成十九年三月二十九日(木曜日)

午前十時三十分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任 木俣 佳丈君

三月二十九日

辞任 櫻井 充君

補欠選任 櫻井 充君

補欠選任 木俣 佳丈君

出席者は左のとおり。

委員長 藤原 正司君

理事 秋元 司君

鴻池 祥肇君

朝日 俊弘君

工藤堅太郎君

佐藤 泰三君

鈴木 政二君

田村耕太郎君

竹山 裕君

林 芳正君

山谷えり子君

神本美恵子君

木俣 佳丈君

黒岩 宇洋君

郡司 彰君

松井 孝治君

風間 昶君

白浜 一良君

亀井 郁夫君

国務大臣

国務大臣 (国家公安委員会委員長) 溝手 顕正君

事務局側 常任委員会専門員 鳴谷 潤君

政府参考人 警察庁刑事局組織犯罪対策部長 米田 壯君

金融庁総務企画局参事官 知原 信良君

法務大臣官房司法法制部長 菊池 洋一君

法務省民事局長 寺田 逸郎君

参考人 全国銀行協会副会長・専務理事 齊藤 哲君

日本弁護士連合会副会長 松坂 英明君

本日の会議に付した案件

○犯罪による収益の移転防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(藤原正司君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨二十八日、木俣佳丈君が委員を辞任され、その補欠として櫻井充君が選任されました。

○委員長(藤原正司君) 犯罪による収益の移転防止に関する法律案を議題とし、参考人の方々から御意見を伺ひたいと思います。

本日は、全国銀行協会副会長・専務理事齊藤哲

君及び日本弁護士連合会副会長松坂英明君に参考人として御出席をいたしております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の方々から忌憚のない御意見をお聞かせいただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしく御願い申し上げます。

それでは、議事の進め方について申し上げます。

まず、齊藤参考人、松坂参考人の順序で一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えをいただきますと存じます。

御発言をいただく際は、その都度委員長の指名を受けてからお願いいたします。

また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

なお、御発言は着席のまま結構でございます。

それでは、齊藤参考人からお願いいたします。

○参考人(齊藤哲君) 全国銀行協会の齊藤でございます。

本日は、法案の御審議に当たりまして、私どものマネーロンダリング対策及びテロ資金対策への取組について御説明を申し上げる機会をちょうだいをお願いしまして、誠にありがとうございます。

○委員長(藤原正司君) 齊藤先生、着席のまま結構でございます。

○参考人(齊藤哲君) それでは、お許しをいただきましたので、失礼でございますが着席のままに御説明を申し上げます。

私ども全国銀行協会は、日本国内で営業を行っ

ている銀行百八十四行をメンバーとする任意団体でございます。事業の柱は、一つは共同事業の運営でございます。これは、内国為替、手形交換等の決済システム、あるいは個人信用情報センターの運営、その他の諸事業を行っております。

もう一本の柱は、銀行業務に関する調査研究等に基づいて銀行経営上の共通課題を解決し改善を図っていくというものであります。

全銀協におきましては、このマネーロンダリング対策及びテロ資金対策につきまして、国際的な協調の下で行われるべき課題として重く受け止めておりまして、平成元年にアルシュ・サミットでFATFが設置されたことと軌を一にして取組を開始いたしました。以来、二十年近くにわたり業界全体でこれに取り組んでまいりました。

本日は、これまでの全銀協の取組を御説明するとともに、対策を進めていくに当たつての主な課題などについて御説明を申し上げます。

当協会が会員に対して初めてマネーロンダリング対策の周知徹底を図つたのは平成二年のことでございますが、そのときは通達を出しまして、マネーロンダリング防止の重要性を説明するとともに、口座開設時や大口現金取引のうち三千万円を超える金額の取引について本人確認を励行することといたしました。また、これに併せて、本人確認のための手続を行うことについてお客様の御理解、御協力をいただくという趣旨から、ポスターを作成いたしました。銀行の店頭に掲示する、あるいは店頭でチラシを作成して配布するというようなことをいたしまして、周知啓蒙に努めたところでございます。

しかし、正直に申し上げますと、当時はマネーロンダリングという問題が余り認知されていなかったということもございまして、お客様の理解をいただくことは大変困難であつたと聞いております。

その後、平成四年には麻薬取引に係る疑わしい取引の届出制度が創設されたわけでございますが、しかし、この制度に基づく銀行からの疑わしい取引の届出の件数はかなり低いものとどまっております。

この低いものにとどまっている理由でございますけれども、この当時は、まだマネーロンダリングの疑わしい取引の届出の対象が麻薬特例法で言う薬物犯罪に係るものに限定されていたということと、また、疑わしい取引とは何かということに関する具体的な基準の設定がなかったということから、仮にその取引が何らかの犯罪収益に関係する疑いがあったとしても、薬物犯罪に絡むものであるかどうかを銀行実務の現場で判断することが非常に難しかったという理由からでございます。

しかし、その後、平成八年にFATFの四十の勧告が改正されまして、疑わしい取引の届出の前提犯罪が薬物犯罪から重大犯罪に拡大されました。これを受けて、国内でも平成十一年に組織的犯罪処罰法が制定されるなど、マネーロンダリング対策の法的基盤が確立されたわけでございます。

全銀協におきましても、組織的犯罪処罰法の制定を機に、対策の力点を、マネーロンダリング問題そのものの周知啓蒙に加えまして、各銀行における本人確認手続や疑わしい取引の届出をより効果的に実行するための環境整備に置くこといたしました。

具体的には、この処罰法が制定されました平成十一年に、各銀行における体制整備の指針といたしまして、マネーロンダリング防止対策の行内体制整備チェックポイントというタイトルのものを作成いたしました。全会員に通知いたしました。このチェックポイントには、各銀行がマネーロンダリング対策に係る行内体制を構築していく上で必要なこと、例えば、行内に金融庁、FIUとの連絡を行う疑わしい取引の届出に係る責任者を置いているか、あるいはマネーロンダリング対

策として組織的犯罪処罰法等の関連法規の内容について十分職員に知らしめているかといったようなマネーロンダリング対策に関して最低限求められる留意項目を記載いたしております。

また、このほか、銀行がチェックポイントを踏まえて策定する行内規程やマニュアル、こういうものへの記載事項の参考例というものを作りまして各行に通知いたしております。

さらに、金融監督庁の担当者などを招きまして、組織的犯罪処罰法や疑わしい取引の届出の参考事例についての全会員向け説明会を開催したところでございます。

翌十二年には、新入社員から役員員までを対象といたした研修用のテキストということで、マネーロンダリング防止対策ハンドブックを作成して、会員銀行全行に頒布いたしました。これは、本日お手元に、この冊子でございますけれども、こういうものをお配りいたしておりますが、これは、本年一月の本人確認法の政省令の改正を織り込んだ最新のハンドブックでございます。このハンドブック、お手に取っていただくとお分かりいただけると思いますけれども、かなり長期にわたって銀行実務の現場で使用するということを前提にしておりますので、大変丈夫な紙を使用いたしております。

ちよつと中を簡単に見ていただきますと、表紙に続いて、二枚ほどめくっていただきますと目次というのがございます。ここで構成を見ていただきますと存じますけれども、第一章「マネー・ロンダリング／テロ資金供与の基礎知識と銀行員としてのこころ構え」、それから第二章「本人確認」、第三章「疑わしい取引の届出」という構成になっております。

本文を若干御紹介いたしますと、まず十三ページをちよつとお開きをいただきます。十三ページが銀行員としてのこころ構えという項でございますけれども、このページの三行目のところにございます、まずはということからでございますが、一人一人の行員が、マネーロンダリング、テ

ロ資金供与犯罪の重大性や国際的な課題として防止する必要性についてしっかりと認識することがマネーロンダリング、テロ資金供与防止の第一歩ですというふうに書いておりまして、銀行員として問題意識を持つことの重要性を訴えております。

次に十五ページをごらんいただきますと、大きな図がございます。自転車をこぐ銀行員の絵になっておりますけれども、ここでは本人確認と疑わしい取引の届出という両輪のバランスがうまく取れなければこの対策は進まないということを表したものでございます。

次に二十三ページをごらんをいただきたいと存じます。この二十三ページでは、本人確認法に基づく事務の具体的な流れを図にいたしております。ちよつとごらんをいただきますと、例えば本人確認を行っていない顧客との取引、一番最初のところにご覧いただけますけれども、これについては十万円以下の現金振り込みなどは本人確認が不要な取引であるということ。その次に、預金口座開設や十万円超の現金振り込みなどは本人確認が必要という取引であるということが分かりやすく示してあるというところであります。

それから、五十六ページ以降につきましては、疑わしい取引の届出の手続の流れや、疑わしい取引の参考事例のポイントについて図を交えながら説明いたしました。

飛び飛びの説明で恐縮でございましたけれども、これ一冊があれば銀行員として最低限の基礎知識を学ぶことができるようにいたしております。このハンドブックは、全国銀行その他の金融機関の役員向けに三十五万部以上発行いたしております。現在もマネーロンダリング対策の理解、進行に役立てていただいております。

本人確認法につきましては、本年一月四日から十万円を超える現金による振り込み等が本人確認手続の対象となりましたので、例えば、ATMから現金による十万円を超える振り込みを行うということはできなくなりまして、代わりにキャッシュカードを使って自分の口座から振り込むか、

銀行窓口で本人確認書類の提示をいただいた上で振り込みをいただくこととなっております。

このため、当協会では、お客様にこの制度変更を知っていただくための周知活動を集中的に行いました。具体的には、ポスターを銀行の店頭に掲示する、パンフレットを店頭で配布する、さらには昨年末から年初にかけて全国ベースで新聞広告やテレビ広告を行うということで集中的にお客様への呼び掛けを行ってまいりました。このほか、政府広報も打っていただいております。今回の法令改正に関して大きなトラブルになったという事例は伺っておりません。お客様に對しましては、法令改正の意味やマネーロンダリング対策及びテロ資金対策への御協力へのお願いを丁寧に説明申し上げていただいております。

次に、当協会として本件に関して課題として認識している事項について若干申し上げたいと存じます。

今後ますます強化されてまいりますマネーロンダリング対策を推進するためには、お客様にマネーロンダリング対策及びテロ資金対策への御理解をいただいて、その上で御協力をいただくということが最も大きな課題であると考えております。そのためには、銀行サイドでは銀行員一人一人がマネーロンダリング対策、テロ資金対策の重要性をしっかりと認識をし、関係する法律の内容、意義を十分に理解した上でお客様に御協力をお願いする体制の整備が大切であると考えております。

お客様に御説明する際には、本人確認等の手続の強化がマネーロンダリング対策及びテロ資金対策のための国際的な要請に基づくものであることを十分御理解いただけるかどうかと、このことがポイントになってまいります。そのためには、政府と民間が一体となって対策に取り組んでいるという姿勢を示し啓蒙を図ることが非常に重要であると思っております。特に政府には、法制度の枠組みをつくって対策の重要性を広く周知いただきまして、それを受けて民間が顧客対応をしつかり

行うといった車の両輪のバランスを取ることに
よってマネーロンダリング対策及びテロ資金対策
が円滑かつ効果的に推進されるものと考えており
ます。

最後に、現在御審議いただいております犯罪収
益の移転防止に関する法律案について若干御意見
を申し上げたいと思います。

法律案を拝見させていただき、その主な
目的はFATF勧告の実施の具体化でございまし
て、その大きな柱として、現行の本人確認法の内
容、組織的犯罪処罰法における疑わしい取引の届
出に係る規定、こういうものを取り込んだ上でF
IUの機能を金融庁から国家公安委員会へ移管す
るとともに、これまで金融機関等に限定していた
法律の適用対象者を特定事業者としてファイナ
ンス会社や弁護士、会計士などの金融機関以外の業
者まで広げることと伺っております。

FATF勧告の実施は国際的協調の観点から求
められているものでございまして、銀行実務の観
点からはこの法案に特段の異論はございませんけ
れども、政省令を含む運用面におきまして現行以
上の事務負担が生じることのないよう御配慮をい
ただきたいと存じております。

今後とも、金融庁、警察庁を含めて関係当局と
の情報交換、連携を一層緊密に行って、業界を挙
げてマネーロンダリング対策及びテロ資金対策を
推進してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私からの御説明
を終わらせていただきます。

私ども全銀協の取組が、今後対策を進められる
事業者の方々のお役に立てることがございましたら
大変幸甚でございます。

先生方には、御清聴いただきましてありがたう
ございました。

○委員長(藤原正司君) 斉藤参考人、ありがたう
ございました。

次に、松坂参考人にお願いたします。松坂参
考人。

どうぞ、座ったままで結構です。

○参考人(松坂英明君) 最初のあいさつだけは起
立をさせていただきたいと思っております。

まず、おはようございます。日本弁護士連合会
の副会長の松坂でございます。日弁連、当連合会
にこの問題につきまして意見を述べる機会を与え
ていただきましたことに対して心から感謝を申し
上げたいと思います。

それでは、お手元のA4サイズの「参考人意見
(レジュメ)」というペーパーがございまして、こ
れに沿って意見を述べさせていただきます。

以下、着席をさせていただきます。

まず最初は、日弁連は弁護士に疑わしい取引の
届出を義務付けることに反対であるということでご
ざいます。

弁護士は、憲法に定められた基本的人権の擁護
をその使命とすることが求められている法律専門
職であります。それを前提に、最初に弁護士に関
連する本法案の規定について意見を述べさせてい
たきます。

日弁連は、弁護士が依頼者に知らせないで警察
に報告を行うといういわゆる依頼者秘密制度は弁
護士制度の根幹を揺るがすもので絶対に容認でき
ないとして強く反対をし、当初の法案からの削除
を求めてまいりましたわけでありました。また、日弁連
は、二〇〇六年五月二十六日、定期総会におきま
して弁護士から警察への依頼者秘密制度の立法化
を阻止する決議を行い、その中で、全会員が一丸
となつてこのような立法を阻止する運動を更に強
力に推し進めることを決意すると宣言してござい
ます。

このように、日弁連はこれまで一貫して弁護士
に対して疑わしい取引の届出義務を課す法律の制
定に反対するとともに、世界の弁護士会と連携し
てFATFの勧告から弁護士に届出義務を課す部
分を削除するように求めてまいりました。

FATF加盟国の中でも、アメリカではこれま
で弁護士に疑わしい取引の届出義務を課す制度は
提案すらされておられません。カナダでは弁護士に
対する疑わしい取引の届出義務を課す立法が提案

されたことがありましたが、弁護士会が直ちにそ
の法律を差し止める裁判を提起をいたしました。

で、勝訴をした。それを受けてカナダ政府がそ
の法案を撤回しております。現在弁護士に疑わ
しい取引の届出義務を課さない形での立法が準備
されているというふうにお聞きをしております。

また、ヨーロッパにおけるEU指令によつて弁護
士に疑わしい取引の届出義務を課す立法が義務付
けられ、既にこの制度を実施しているEU諸国に
おいても、ベルギーとポーランドの両国の弁護士
会は、弁護士による疑わしい取引の届出義務が当
該国の憲法に違反するとして、欧州裁判所に対し
若しくはその国の裁判所に対し行政訴訟や憲法訴
訟を提起しております。

ちなみに、いち早く弁護士に疑わしい取引の届
出義務を制度化して罰則まで設けているイギリス
においては、弁護士のうちのソリシターの方々の
年間の届出件数は一万件を超えるというふうにお
聞きをしております。これを受けてイギリスの弁
護士団体の一つであるロソサエティーの代表の
方は、自由というものは少しづつ削られていくも
のだと、最初に妥協したのが失敗であつたと、そ
ういうように述べなさつておられます。この指摘
は弁護士に疑わしい取引の届出義務を課すること
について考えるに当たつて極めて示唆的であると考
えております。

次に、弁護士は司法制度の一翼を担っている
ということについて述べさせていただきます。と思い
ます。

民主的な司法制度において、弁護士は裁判官、
検察官とともに法曹の一翼を担う重要な存在であ
ると考えております。弁護士は罪を犯したとされ
る被疑者、被告人を弁護する刑事弁護をその職務
としておられるという点で他の専門職とは本質的に異
なっております。すなわち、通常の業務の中で被
疑者、被告人の正当な権利を擁護することを本来
的な職務としており、弁護人選任権が保障される
など憲法上も弁護士の地位が認められておりま
す。弁護士はその職務のゆえに場合によっては捜

査機関である警察とも激しく対峙しなければいけ
ない役割を負っております。

このような弁護士の職務は司法制度上も極めて
重要な役割を果たしております。弁護士を信頼し
て依頼者からもたらされた秘密情報を疑わしいと
いうレベルで依頼者に内密のまま捜査機関に通報
することは、これまで述べたような弁護士の職務
とは相入れないものであると考えております。こ
の依頼者秘密制度が立法化された場合には、弁護
士制度の根幹である依頼者と弁護士との信頼関係
は根底から覆され、市民が安心して弁護士に対し
て秘密を打ち明けられなくなつてまいります。そ
うなれば市民の側においても適切な法的助言を得
ることができなくなり、市民の司法へのアクセ
スは阻害され、市民の守られるべき法的利益も損
なわれます。このように、弁護士による依頼者秘密
制度を認めてしまうと、弁護士制度の存在意義を
危うくし、ひいては民主的な司法制度の根幹を揺
るがすことになるかと考え、日弁連としても反対を
してきたわけでありました。

次に、政府案が疑わしい取引の届出義務の対象
から弁護士などを除外したことについて述べさせ
ていただきます。

今回政府によつて国会に提案された法案は、疑
わしい取引についての届出義務について弁護士な
どの専門士業をその対象から除外したものとなつ
ております。このように弁護士を届出義務の対象
から除外したことについては、政府・与党が日弁
連のこれまで主張してきたところを受け入れてい
ただいたものと理解でき、評価しております。

次に、日弁連は犯罪収益移転防止について会
議を制定したことに御説明申し上げます。

日弁連は、弁護士自治の範囲内で、犯罪収益移
転防止に万全を期するため、本年三月一日に開催
された臨時総会において会規を制定いたしました
た。机上にお配りをいたしました参考資料の中に
依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程と
いうペーパーがございしますが、それをごらんいた
だきたいと思っております。

この会規は、本人確認と記録保存義務、さらには犯罪収益の移転に関連した事件を受任しないこと、依頼を受けた後にその依頼の目的が犯罪収益の移転にかかわるものであることを知ったときは、依頼者に対し、違法であることを説明するとともに、その目的の実現を回避するように説得に努めなければならないこと、依頼者が説得に応じない場合には辞任しなければならないことなどを内容とするものであります。そして、この会規は本年七月一日から実施することとしております。

この会規は日弁連自らが自主的に制定したものであります。この法律の求めるところにも合致したものととなっております。この規程により弁護士職務の適正さが更に確保されることになったものと確信しております。

次に、五番目ですが、会規の周知徹底と会員に対する研修についてであります。

日弁連は、この会規を確実に実施していくため、機関紙である「日弁連新聞」や全会員に対するファクスニュースなどで既に会員に周知を図ったところであります。今後更に周知徹底を図るために、会員すべてが購読している日弁連の機関誌でありますこの「自由と正義」という月刊誌がございまして、これで特集を組みまして、この会規の趣旨、内容、実施方法などを会員に徹底する所存であります。また、なるべく早い時期において会員向けの研修も重ねて行います。さらに、秋には全国の単位弁護士会を衛星放送で結びましてサテライト研修を実施することとしております。

日弁連としては、この会規を確実に実施することと、弁護士が犯罪収益の移転にかかわらないこと、それに利用されないことを徹底していくつもりであります。そして、今後とも弁護士に対する疑わしい取引の届出義務の創設には強く反対していく所存であります。

次に、FATFの相互審査に対する対応について日弁連の考えを述べさせていただきます。

引の届出義務の対象から除外したことにについて、勧告に従っていないという評価を受ける可能性は否定できません。しかしながら、日弁連は、そのような評価を受けたとしても、日本政府が、この国会審議の中でも答弁されているように、今回取った対応を堂々とFATFに対して説明をしていただきたいと思います。FATFの勧告の該当部分の改正を求めるなどの積極的な対応をFATFに対して行っていたのだと考えているところであります。

もちろんのことながら、相互審査の際に行われるであろうFATFと日弁連との間の意見交換の場においても、日弁連も全力を挙げてFATFに對し日弁連の考え方を説明、説得をしていく所存であります。

最後になりますが、七番目、監視社会が強まることについての懸念を若干表明させていただきたいと思ひます。

基本的な人権を擁護し、社会正義を実現することをその使命とする弁護士としての立場から検討すれば、今回提案されている法案の中には、監視社会を招きかねないという点からの懸念があります。

ちなみに、日弁連としては、今年の秋の第五十回人権擁護大会において、監視社会の問題を取り上げて議論することとしております。密告制度も含めて、監視社会の問題についてどのように対応するのが適切なものかについて今後も継続して検討し、適切な意見を述べていきたいと考えております。

最後に、結論でございます。

以上のとおり、基本的人権の擁護を使命とする法律専門職としての弁護士が、依頼者の秘密を密告するなどという制度が立法されるようなことがあつてはならないというのを再度強調させていただきます。同時に、他方、日弁連としても、先ほど述べさせていただいたとおり、自主的に制定した会規を全会員が遵守し、研修も充実させ、これまで以上に自ら様を正していくことも述べさせていただきます。

べさせていた。だきまして、私の参考人としての意見陳述を終えさせていただきます。

どうも御清聴ありがとうございました。

○委員長(藤原正司君) ありがとうございます。

以上で参考人からの意見聴取は終わりました。これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○秋元司君 座つたままで失礼させていただきます。自民党の秋元司でございます。

今日は、両参考人におかれましては、大変お忙しい中、お越しをいただき、貴重な御意見をいただきましたこと、まず感謝を申し上げます。

限られた時間が十五分でございますから、一括して質問させていただきますので、それぞれお答えいただきたいと思います。

まず、斉藤参考人にお伺いしたいところでございます。けれども、実は国民の声を聞きますと、非常に銀行さんに対して、今回のことは別に、いろいろとフラストレーションがたまっているというのを多々聞くわけでありまして、今回はテロ対策並びにマネーロンダリング対策ということで、個人の身分確認とか又は疑わしい取引に対することをそれぞれ所轄をしている行政庁に上げるといふ、こういうことを行う中で、もう一つは、具体的な例を出しますと、今現在十万円以上の振り込みについては個人確認を行うと。場合によってはキャッシュカードをやつてもらうとか等々で、お客さんにとっては甚だ金融サービスという面においては非常にやりにくいという声があるわけでありませう。

それはいろいろな声があるわけですが、結果的に、こういった物騒な世の中でございますから、国民もそれなりに一定の理解は当然あるとは思ふんですけれども、度重なるこういった制度の変更に対して現場のお客さんとのトラブル云々も含めて混乱はないのかということもまず一つお伺いをさせていただきます。

同時に、あわせて、どんな制度が変わっていくわけでありましょうから、それに伴い、先ほどもお話の中にもありましたけれども、いわゆる行員への教育というものをどう図っていくかということが私は本当にポイントになっていくんじゃないかと思うわけでありまして、銀行によつてもそれぞれでありましょうけれども、私も個人的に銀行に對していろいろな一応お客さんとして問い合わせをしたりすると、なかなか明確なお答えが返ってこないことが多々あるわけですね。そうすると、個々に話を聞いてみると、いや、つい最近来たばかりでございますとか、場合によつては、今まで違ふ細にいたしましたのとか、要するに、銀行の職員の皆さんの一つの職場の定着率というのが非常に流動化しているということを我々心配しております。

非常に流動化しているというところを我々心配しております。場合によつては、各部署において派遣社員等も多くなかなか一律な回答が返ってこないということも私も個人的に受ける感想であるんですが、こういったすばらしいパンフレットを作つていただいて行員に對して渡していただいているということは、大変努力は認めさせてもらふんですけれども、いまいちその努力がまだまだ行員の皆さんに徹底されて、またその行員の皆さんがこれをちゃんと熟読して理解するというところまでいっていないんじゃないかなというところの懸念があるんですけれども、それについて感じることがあればお答えいただきたいと思ひます。

次に、弁護士連盟さんにお伺いしたいわけですが、今回のこの法律は、弁護士さん、弁護士会からの要望を、意見というものを十分尊重した形の法律案となっております。

ただ一点、いわゆる同じ特定事業者という組み合わせ方からすれば、なぜ弁護士さんだけがこうなのかという声もあるわけでありまして、そういったことを勘案しますと、ますます皆さんが主張される弁護士自治という立場でのコンプライアンスの重視ということは今後とも徹底してもらわなくちゃならないということは、まず冒頭申し上げたいと思ふわけでありませう。

そういったことの環として、どうしても自分たちの業界の人間には、また自分の息子には甘くなるとかいうことも、身内に甘くなるということも言われるわけでありませうけれども、著しくそういった弁護士で決めた規定を逸脱した行為を行った者には、今の規定で言うと、除名、退会命令、業務停止、戒告等があるというふうな聞いておりますけれども、年間こういったことを発動する件数というのはどれくらいあるものなのか、お答えいただけたいと思います。

○委員長(藤原正司君) まず、斎藤参考人、お願いします。

○参考人(斎藤哲君) 御質問をいただきました点、二点あると思います。

最初の御質問でございませうけれども、このたびのあるいは従来の制度変更時への対応方はどうだったかというお尋ねというふうに最初の件は理解をいたしました。

このたびの新法は、現行の本人確認法、組織的犯罪処罰法の疑わしい取引の届出というものの現行規定を盛り込む形で構成をされているところでございます。その観点から見ますと、現在銀行が行っている実務を大きく変更するものではないというふうな考えております。

過去の制度変更におきまして、当協会におきましては、会員あてに制度変更に関する詳細な通達を出したり、あるいは当局の担当者においでをいただきまして説明会を開催すること等によりまして、会員銀行に制度変更を周知いたしております。

また、会員銀行がお客様に御連絡をする、あるいは周知をするという意味でのポスターやステッカーを一括で作成をいたしまして配付をする、あるいは今日お手元にお配りをいたしましたハンドブックを改訂すると、こういうことで、まずは銀行協会ベールで対応をする。こういうものを受けて、会員銀行では新制度についての行員の研修を徹底すると同時に、お客様へのポスター等によ

る周知活動、新制度の御説明の徹底に努めるというところをやっております。少なくともこのマネーロンダリング対策、テロ資金対策の関係で申し上げますと、制度変更のときに現場で大きな混乱が起きたというようなことはなかったものというふうな認識をいたしているところでございませう。これが最初の御尋ねについてのお答えでございます。

それからもう一つ、大変耳の痛いお尋ねがございまして、一般的に申し上げますと、先生の御認識では、顧客サービスの徹底にまだ工夫する余地があるのではないか、努力する余地があるのではないかとことごとくというふうな受け止めておりまして、誠にじくじたる思いがするわけでございませう。

こういうことについてどんな工夫をしているかというようなお話だと思っておりますので、若干申し上げますと、まずこの新法についてのお話から申し上げますと、各会員銀行におきましては、このマネロンの問題というものについては様々な工夫で行員に対する研修を徹底しているわけでございませう。

各銀行でいろいろな形でやっておりますので、ごくごく一例だけ申し上げますと、例えば階層別研修というやり方がございませうが、階層別研修を取っているときには、新人に向かって行う研修、こういうところでは、お手元にお配りいたしましたような全銀協ハンドブックによりまして、まず基本の理解をさせるというようなこと、それから、窓口の係向けの研修では、口座開設時の本人確認手続やお客様への説明方法について具体的にケーススタディーを用いて研修をするというふうなところ、それから、管理職の昇進研修のところでは、疑わしい取引の発見のポイントであるとか、苦情とかクレーム対応、こういうものに焦点を当ててやるといふような、こういうような形で研修をやっているところがございませう。それから、また別な切り口で見ますと、全店向け研修をテレビ会議でやるとか、あるいは各支店においてそれぞれ

の工夫で実例に沿った勉強会を行うというような形で研修を行っているようなことをやっております。

それぞれに努力をしているつもりでございませうし、また、今お話がございましたような雇用形態の変化によるもの、要するに、かなり銀行の店頭でもパートの方とか嘱託の方入っておりますので、こういうところに問題はないのかという御指摘も今ございましたけれども、こういう者がかなりの比率を占めるようになっておりますので、一般の行員とそれからパートなり嘱託なり、こういう雇用形態を取っているところも変わらないうちに研修を進めているところが大部分だというふうな思いをいたします。

研修、一生懸命進めておりますけれども、行き届いていない点かなりあると思っておりますので、こういうものについては私ども、よろず相談所という、銀行とりひき相談所というところがございまして、ここには、銀行取引における苦情等につきましては受け止めて改善を図っているというような形で、なるべくお客様の声を聞くように努力をいたしているところでございませうので、御理解を賜りたい。

私からの答えは以上でございます。

○参考人(松坂英明君) 御質問いただきました件は、弁護士会の懲戒制度に関するお問い合わせ、お尋ねであると理解をさせていただきます。

まずは、弁護士制度の懲戒制度の前に、自治のほると明治時代にさかのぼるわけであります。そのいろいろな動きの中で、戦後、新しい法改正以来は弁護士の自治というものが法律で認められ、以来弁護士の懲戒処分というものは、監督官庁は持ちませんので弁護士会が自らやるんだと、やりなさいと、こういうことになったわけでありませう。どういう制度かといえますと、これは弁護士自治の基礎を成すものでありますので、国民の方々の御信頼にこたえるべく極めて透明性の高い制度設計がなされていると自負しているところ

であります。

まず一つは、懲戒申立てはだれでもできるというところであります。それから、懲戒の種類が四種類、今、秋元先生から御指摘のあったとおり、最も重いものが除名、それから二番目が退会命令、三番目が業務停止、例えば一か月とか二か月とか、最後が戒告、これは戒める、告げるといふことであります。これは注意処分というふうな御理解をいただければいいと思います。ただ、注意処分、戒告といつても、弁護士にとっては本当に、弁護士生命を絶たれるというくらい皆さん真摯に受け止めるものでありますから、非常に重く受け止められる処分であります。

それから、だれが判断をするんだということでもあります。綱紀委員会、それから懲戒委員会制度というのを持ちまして、これは単位の会長若しくは日弁連の会長も介入できない独立委員会という構成になっております。その委員会の中には、弁護士だけでは透明性が保てないだろうというところから、検察官、裁判官、それから大学教授などの学識経験者、外部の方にお入りいただいた、この件についての適正な処分はどのくらいかということ議論をさせていただいているということでもあります。

さらに、その判断に不服があったら、今度はそういう弁護士も裁判官も検察官も法学部の関係者も入らない、いわゆる国民の目から見一切法曹関係者が一人もいないという綱紀審査会制度というのを今回立ち上げまして、数年前であります。綱紀審査会というところはいわゆる不服の申立てをすることができ。その綱紀審査会で、弁護士の処分がおかしいというときは綱紀審査会がそれを判断し直すと、こういう制度を持つておるわけであります。

次に、更に加えて、懲戒処分があった場合には、我々の月刊誌のこの「自由と正義」でございませうが、これにいわゆる公告、公に告げるといふことであります。掲載をして公告をするというところになります。それからさらに、特段の事情

がある場合には記者会見などを開きまして、いわゆる公に表す、公表をしております。

次に、お尋ねの年間どのくらいの実績があるのだというお問い合わせでございますが、この二、三年の実績をちょっと調べてみたところ、年間、これはほとんどが戒告が多いんでありますが、五十から六十、半分以上が戒告であります。それから、一番重い除名、退会命令というのは、年間で二つ合わせて四から五くらいでございます。あと残りが業務停止、例えば一か月とか二か月とか、あと場合によっては十五日とか、そういうのがございます。これも自ら厳しく、いわゆる身内びいきと言われないように厳しく律しているということの現れであるというふうに御理解をいただければ幸いです。

どうもありがとうございます。

○秋元司君 時間になりましたので、終わります。ありがとうございます。

○朝日俊弘君 民主党・新緑風会の朝日でござい

ます。今日は二人の参考人の皆さん、ありがとうございます。多分、突然のお願いで御苦勞されたと思います。大変恐縮でございます。限られた時間ですので、まず斉藤参考人にお伺いします。

先ほどもお話がありましたけど、既に金融機関、銀行については従来から本人確認法と組織的犯罪処罰法、この二つがあつて、実務的にはやってきているのでそう大きな変わりはないんだと、こういうお話でした。

そうだと思うんですが、ただ、そういうことをやってきておられた銀行の方々は是非聞きしたいのは、今回スキームが変わるわけですよね。従来は金融庁がやっていて、そこから必要な情報は警察庁に送るという、そういう仕組みだったのが、今回はF・I・Uそのものが警察庁、まあ国家公安委員会の下に置かれると、こういうことで全体のスキームが変わったということ。私は、そのことがより機能的になるのかなと思う反面、様々な

情報警察庁に集中することの問題はありはしないかという気がして、スキームが変わったことがどうしても必要だったのかどうかということが一つ。

それから、特定事業者の範囲を広げましたよね、従来の金融機関等からかなりいろんな企業あるいは職種まで広げたと。そういうことの必要性が、今までマネーロンダリング対策とかテロ資金対策とかを強めていくに当たってどうしても必要なことだったのかどうか。

この二点について、ある意味では先輩としての御意見をいただければと思います。

○参考人(斉藤哲君) 今回の新法の制定は、国際的な協調の観点から、FATFの勧告をなるべく受け入れて実施をしていこうという観点から進められたものだというふうに理解をいたしております。私どもの方からこのスキームについて、今までのものを変更する必要があつたのかどうかという点について申し上げる立場には基本的にはないわけでございますけれども、情報が集まるという点については懸念その他につきましては、これは官庁、官庁というか国でありますから、それはどこに情報が集中しても一緒なのか。対象業種を広げたという観点からすると、集中の、集積の度合いが増したんだということでございます。そのことについて特に情報が集中することでは心配はないかというお尋ねであれば、そのことについては余り心配をしているところではございません。

それから、本当に対象を広げる必要があつたのか。特に、今までのマネーロンダリング対策の窓口をやっている、あるいは疑わしい届出をやっていた感触からするとどうかというお尋ねがもう一つございましたけれども、これも私どもの方で、対象を広げなければ本当に実効が上がっていかないんじゃないかと。銀行だけが一生懸命やってもほかのところに抜け道が出てくるのがないのかというのは、やはり犯罪を捜査する立場からすると、やっぱり穴が、なるべくふさいでいき

たいというところはよく分かるところでございまして、本当に実効を上げようとする、犯罪人というか悪い方が何かやる手段というのはなるべくふさいでいこうというお考えをお持ちになるのはよく分かることでございまして、それが正にFATF勧告が薬物犯罪から対象犯罪を重大犯罪に広げていった経緯だというふうに思っております。これはやむを得ないことではないかというふうには私と考えております。

○朝日俊弘君 ありがとうございます。

あともう一点。特定事業者の範囲が広がったということもあつて、今非常にあちこちから聞こえてくるのは、疑わしい取引というのはどこまでをもつてどう疑わしいと判断して届出するのかという、疑わしい取引の範囲について随分疑問というか懸念というか聞くんですが、今まで既にやっていた立場からすると、この疑わしい取引というのは、具体的にはいろいろガイドラインとか何かあるんでしょうけれども、新しい事業者の皆さんとこれから関係省庁との間で疑わしいというのはどういうものをいうのかという一定の材料が出てくるかと思うんですが、この点について、何をもつて疑わしい取引とするのかということについて何かアドバイスがあればいただきたいと思っております。

○参考人(斉藤哲君) 大変それはこの核心の部分でございます。疑わしい取引ということについてどこまで窓口なり特定事業者が追求した上でこれを疑わしいと見るかということにつきましては、大変難しいというふうに思います。

私どもで、最初に冒頭陳述で申し上げましたけれども、薬物犯罪だけを対象にしたときには疑わしい取引というのは届け出る実態はほとんどなかったというのは、これは正にこの取引がどういう犯罪に使われる可能性があるかということについて特定業種の人間が知る立場にないわけでございます。ただ怪しいなとか、こういう方がこういう金額をこんな回数でこんな形でお持ちになるというの怪しいんじゃないかというのは、これは

長い職業経験からするとある程度見えるわけでございます。まして、こういう怪しいなという部分については、それは本当にそれが犯罪に結び付いているかどうかということを確認を持たなければいけないといったところはできない。ただし、怪しいというところだけを一回はとにかく御連絡する、お届けするというところであればこれはできるだろうということなんです。

したがって、疑わしい届出についてまず最初に必要なのは、その疑わしい届出というものがどこまで確信が持てる、確証があつたら届けていいんだという話になってしまつと、多分実効が上がつてこないだろうというふうに思います。そういうたぐいのものだろうというふうに思っております。

疑わしい取引につきましては、先ほどのパンフレットの中にも書いてございまして、お手元の六十八ページ以下に具体的に記載をいたしております。これはもうごらんをいただいたかもしれませんが、これはこのケースに当てはまったら即届け出るということではないんですね。これを参考にして、先ほど申し上げましたように、職業的な経験から見ても、一般的な知識あるいは経験、そしてそういうもののかつての事例とか、こういうものを踏まえて判断をしているわけでございます。実際の取引の中から不自然性のある取引というものを実質的に判断することがこの特定業種に当てられた者の使命でございますから、これをどれだけ追求していきけるかというのがポイントになってくるというところでございます。

銀行の規模であるとか、あるいはお客様の属性、学生なのか、あるいは商売人なのか、サラリーマンなのか、こういうことでございましてけれども、そういう方、それから地域、この地域はどういう地域だということもありますし、それから取引態様でホールセールなのかリテールなのかというところで、大口の取引が一般的に行われているお店、それから小口の取引だけのお店とか、こういう形でのお客様の見方等々、かなりの力テ

リーに分けられるような内容でございます。特定の犯罪の存在を必ず認識させなければいけないというわけではなければ、それは一応怪しくないかという点については確認をしていく必要があるんじゃないかということでございます。

御参考になるかどうか分かりませんが、そんなような感じがいたします。

○朝日俊弘君 ありがとうございます。なかなか難しいなという感想を持ちましたけど。

じゃ次に、時間がありますので、松坂参考人にお尋ねします。

一番目の御質問は最初の質問と同じでして、今回新しいスキームを提案されている。一つは金融庁から警察庁にFIUを置いたと、それからもう一つは範囲を広げたと。今回、範囲を広げる中で、弁護士会の皆さんもその対象になる。届出のことについては除外されたけれども、特定事業者という範囲には入っているわけですね。この範囲拡大されたこと、新しいスキームについて御意見があれば率直にいただきたいと思っております。

○参考人(松坂英明君) まず、日弁連としては、従来から申し上げておったところでありますが、このマネロン対策、テロ対策そのものに反対しているものでありませんと、それは必要性もよく了解をしているところでありまして。ただ、だからといってそういう届出をさせるということが手段としていいかどうかということで、弁護士のところは反対であるということで、そこに論点を絞って議論をさせていただいてまいりましたところなんです。

今お尋ねの、他の業界、業種の方々についていかがかと、こういう御質問かと理解させていただきませんが、基本的にはその立法事実ないしはその業種の方々の仕事の性質であるとか依頼者との関係であるとかいうものが、皆さんの業種がそれぞれ違うんだらうと思うんですね。我々がその業種について一から十まで知っているかというと、存じ上げておりません。したがって、一概に他の業種まで広げた方がいいとか悪いとかいうこ

とを直ちにこの場で私が軽々に申し上げることはできないなというふうな思っております。

○朝日俊弘君 ありがとうございます。

もう一点だけ、疑わしい取引の届出が除外されたということと同時に、本人確認、取引記録については会則で決めると、こうなったわけですね。

先ほども御紹介があったように、かなり、私見をさせていただいて、相当に厳しい会則を作られたというふうな思いますが、会則を作るに当たって特に留意された点をお聞かせいただければと思いますし、一点だけちょっと具体的なところで気になっているのが、記録の保存が五年と決められていますよね。ところが、関連する法律はたしか七年となつているので、この辺は問題ないのだろうかという、これもちょっと気になっているんですが、その点、時間の許す範囲内で。

○参考人(松坂英明君) この先ほど御説明をさせていただいたいわゆる会則を定めるに当たりましては、弁護士会内部で相当の議論をさせていただきまして。そこでする必要があるのかないのか、場合によってはもっとすべきなのかどうか。元々、この会則を作る必要があるのかないのかから始まるわけでありまして、いろんな議論をいたしました。

ただ、先ほど申し上げたとおり、我々も日本国の自治をいいたいという日弁連といたしまして、きちっと国民の方々に御理解をいただけるようにしないといけない。そういう観点からは、きちっとできる範囲でやることはやるという観点で、どこまでできるかということ議論いたしましたわけでありまして。その集大成がこの会規であります。会則であります。法律上は会則となっておりますが、この会規も会則の一種類でありますので、全く法制上は問題がないというふうな御理解をいただきたいと思います。

次に、記録保存の期間が七年、法律では七年となつておりますが、我が方の会規では、会則では五年というふうになっております。これはそもそもFATFの勧告が五年以上というふうになつて

おりますので、日弁連としてはそのFATFの勧告なども参考にさせていただいていわゆる五年とさせていただいたところであります。

○朝日俊弘君 ありがとうございます。

○白浜一良君 公明党の白浜一良でございます。

参考人の皆さん、今日は忙しいところをお越しいただいて貴重な御意見をありがとうございます。

先ほど銀行で実施されているわけでございますが、私もいろいろな陳情とかの相談を受けることが多いんですけど、特に二月多かつたのは、大学入試でございますね、それでいわゆる入学金の振り込みで、公立の高校の場合は学生証が本人確認の証明になつて、私学の高校の場合は駄目だと言われたと、こういう声をたくさん聞いたんですよ。ですから、これは一つの具体例なんですけれども、今まで実施されていてそういう本人確認上の何か顕著なトラブルとかあるんじゃないかと教えたいただきたいんですけれども。

○参考人(斉藤哲君) 今の公立学校と私立学校の学生証の効果の差というのは、これはもう本人確認法で決まっている形でございまして、公立学校は官公署、私立学校は私的な経営体ということで、公立高校については私立学校の学生証でその学生証の意味するところが本人確認法上は違うというのとはそのとおり事実でございます。

学費とか入学金の納入につきましては、今回の本人確認法の政省令の改正のところに当たりました。窓口で保護者とそれから本人、学生本人でございますが、保護者の方が学生の方に代わって振り込みをされるというのは一種の代理人の形を取るわけでございますけれども、通常であれば、代理人が何かをする場合には、本人確認は本人と代理人と両方についてやらなければいけないわけでございます。

ただ、今年のケースにつきましては、窓口で保護者の方が学生の方に代わって振り込みを行うというような場合には、保護者と学生の双方の本人

確認書類の提示を求めないで、実際に振り込み資金を出して手続をされる保護者御本人の本人確認で足りるという扱いをするということで、御迷惑をなるべく小さくしようということで各会員あてに通知を出しております。各会員にはこういうケースに限らず柔軟な対応を取るようお願いをしているところでございます。

先ほどの学生証の差というのは、ちょっと私どもの方としてはいかんともなし難しいというところでございます。

○白浜一良君 金融庁も柔軟に対応するように指示されたとは伺っておりますが、まあ分かりますわな、もう大体入学金とか払う者はもうね。だから、そういう厳格さ、法の趣旨から厳格さも必要ですけれども、一方で柔軟な対応もしなければいけません。本場に失望している声を聞いたんですよ、なぜですかということ。それは学生にとっては素朴な感想ですよ、それはそれで、確認の意味で御意見を伺ったわけでございます。

それから、同じような意味で、先ほどからお話も出ていますが、疑わしい取引といっても、ここをどう確定するかというのは難しく、一方で個人情報保護というものが法律制定後特に強く出ていて、じゃ、窓口でちょっとおかしいなと思つていろいろ聞いて確認しようかなと思つても、余りしつこく言うと、何じゃと、お客さんとトラブルが起るでしょう。そういう面でも何か留意されていることはあるんじゃないかと。

○参考人(斉藤哲君) トラブルを起こすケースというのは、実は疑わしい取引かどうかを確認するということや、これは余り起きていないわけではないうちです。これは余り、怪しいんじゃないかと疑わしい取引のところで、お客様に対してこれは疑わしい取引について届けますよということをしてはいいけないと、そういうことについて第三者に伝えてもいいけないということで、疑わしい取引の届出というのはこつそりやれということになつておりますから、そこでトラブルをこの件に

ついでには起こすということは一般的にはないところでございます。

そのほかの一般論として、取引の態様について本人確認上のいろいろなことをやる時にやはり注意をよくさせる、注意を喚起するのは、やはりまずこの本人確認の趣旨というのは、銀行のためにやっているとか、だれかのためにやっているということじゃなくて、やっぱり基本的には国際秩序の問題であり、かつ全体の治安の問題をみんな協力して維持していきましようという観点からやっているものですというところについての御理解をよく説明をしていくというに尽きるところに考えています。それでもなおクレームといいますか、御不満な方はどうしても出てしまうと思いますけれども、なるべく丁寧に御説明をするようにということを周知しているところでございます。

○白浜一良君 それから、先ほどおっしゃっていましたが、政府、民間一体の取組の重要性とか御主張されていましたが、政府は法制度の枠組みをつくって対策の重要性を広く周知すると、これがベースになっているんですけれども、政府といっても何か広報システムが余りございませんで、何か特にそういう政府の取組といいますが、銀行業界はいろいろ努力されているのは、それは伺っていますけれども、何かそういう御要望とか御意見などがございましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(齊藤哲君) その件につきまして冒頭に申し上げたところでもございますけれども、ただいま申し上げましたように、このマネロン対策、テロ資金対策というのは国際的協調の観点から行うものだということで実施をいたしますけれども、ただいま申し上げましたように、その成否はお客様にこの点を理解いただけるかということでございます。政府に広報をお願いしたいというの、やはりこれは一業界からお話をしてもなかなか納得感を得られない方も多い。そういうことで、政府から国としてこういうものが必要なん

だということをよく周知をしていただければ有り難いというふうに思ひます。

実際に、先ほどもちよつと申し上げましたけれども、この年初に本人確認の政省令、一月四日から実施をされました、十万元以上の現金による振り込みというのは本人確認が必要ですよという点について混乱も予想されたところでございますが、この際には政府広報を早めに打っていただきまして、私どもの広報と併せて周知をしたということで、そういう意味では今回うまくいったということ、この経験は是非踏まえて引き続き政府の方にもこういうことについて、今回、新法を制定するに当たっては、周知方についてはお願いをしたいなというふうに思っております。

関連してちよつと二点御要望がございますので、よろしうございませうか。

○白浜一良君 ええ。

○参考人(齊藤哲君) 申し上げたいと思ひますけれども、一つは、政府にお願いしたいことは、実際に疑わしい届出の事例について民間にフィードバックしていただきたいということでございます。金融庁で主催をされました疑わしい取引の届出研修会というのがございますんですが、ここでは典型的な疑わしい取引の届出事例というものを御紹介いただきますし、そのほかFIUとして留意事項について説明をいただけるという機会でございます。銀行としても、これは大変有用なものというふうに受け止めております。疑わしい届出がどのように活用されたのかということ、フィードバックしていただくことによって個々の銀行がこの仕事をするときのポイントがよく分かってくるということで、是非これは引き続きフィードバック充実をお願いしたいというのが一点でございます。

もう一点は、これもお願いでございますけれども、この後に政省令がそれぞれ出されると思ひますけれども、こういう運用面におきまして、実務に現行以上の負担が課されないように御配慮をいただきたいということを申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○白浜一良君 よく分かりました。今日、昼からも委員会やりますので、御趣旨を踏まえているのを確認していきたいと思ひますから。

どうもありがとうございます。

○参考人(齊藤哲君) 済みません、ちよつとよろしうございませうか。今のちよつと訂正がござい

ます。

○委員長(藤原正司君) 斉藤参考人。

○参考人(齊藤哲君) 訂正がございまして、今十

万円以上と申し上げました点、十万円超でございます。失礼いたしました。

○白浜一良君 どうもありがとうございます。それでは、松坂参考人にお伺いしたいと思ひま

す。

最初お述べいただきました、弁護士というのは司法制度の一翼を担っていると、それはよく分かります。もし裁判になったら原告なり被告なりの立場を弁護されるお仕事されるわけですから。そういう面で、いわゆる依頼者を本人確認、知らずことなしに届出するというのは反対だと、密告制度は反対だと、こういうふうにおっしゃった。密告というのはいくつか、いい言葉じゃないですか。余り使いたくないんで、あれですけれども。まあそれはよく分かります。それで、自主ルールとして、いわゆるこの規程を設けられたということもよく分かります。

ただ、少し具体的に伺いたいんですけれども、「依頼を受けた後の適切な対応」という項目、第五条がございまして。これを見たら、犯罪収益の移転にかかわるものであると知ったときは、違法ですと、こう説明すると、また、説得に努めなきゃならないと、こういうふうの規定されて、それでも駄目な場合は辞任するんだと、こういうふうの規定されていますね。まあこれはこれでいい。職業としての弁護士というのはそれでいいと思ひますが。

明らかに犯罪性があると、こういうふう

れた場合、その相手、相手そのものはそのまま問になるんでしょうか。

○参考人(松坂英明君) ただいまの御質問は、実は我々の守秘義務との関係で大きい問題のあるところでありまして。我々の、今の先生の御質問のケースというのは、守秘義務が解除される場合はどんな場合かということになるのではないかと

いうことであります。

そこで、我々弁護士の法律上のいわゆる守秘義務が解除される場合をちよつと御説明をさせて

いただきたいと思います。

基本的には依頼者本人から守秘義務を解除しますというふうな承諾を得た場合、これは当然い

んでありますが、今のようないわゆる厳しい判断を迫られる場合というのは、次の要件がある場合に解除されるということになっております。

条件は四つあります。一つは、依頼者が犯罪行為に及ぶ意思が明確であること、二つ目、その実行行為が差し迫っていること、三番目、犯行の結果が極めて重大であること、四番目、それを回避するためには秘密の開示が不可欠であると、こういう四つの条件が整ったときに我々の守秘義務というのは解除されるんです。

例えば、一つの設例を挙げます。これは実例があつたというふう

に聞き及んでおりますが、例えば離婚事件で非常にめめた。で、その旦那さんが非常に問題のある方で、非常に不満であると。自分のお嫁さんを、離婚の相手方である奥様をこの世から抹殺したいと、で、自分の弁護士に、包丁を持って駆け込んだと、今から行きますと。さあ、その弁護士、どうするんだと。これは今の条件に合致するんですね。直ちに適切な対応をしなければ、その人はそのまま行つて、その奥さんを、無防備な奥さんをあやめしてしまうかもしれない。そのような場合には我々は、この条件に照らして適切な判断をして、いわゆるしかるべき適切な対応をいたします。具体的には、場合によつては相手方の方の弁護士さんに通報して、逃げなさいと、しかるべき対応をしなさいと、あと

警察とも連携を取りなさいというふうな情報提供をすることもあるでしょう、そういうことになっております。

ですから、よく、これまでの先生方との御議論の中で、弁護士は何でもかんでも秘密にするのではないかというふうにおっしゃる方がいらつしやるが、このように守秘義務が解除される場合もあります。そして適切な対応をするということになっておりますので、御安心をいただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○白浜一良君 終わります。

○亀井郁夫君 今日はお二人ともどうもありがとうございます。非常に貴重なお話を聞きまして、これからわすれずかですけれども、お尋ねしたいと思っております。

まず最初に、斉藤参考人に聞きたいんですけど、いろいろとパンフレット作ったりビラ作ったりしていろいろ努力しているという話、よく分かりましたが、そういうことの結果として、こういった犯罪行為になるかもしれないという問題、そういうふうな事件というのは起こったことがあるのかどうなのかということをお尋ねしたいと思います。テロとの関係を含めて。

○参考人(斉藤哲君) 私どもの方で疑わしい届出をしたものについて、それが実際に犯罪であったかどうかということをお尋ねだったというふうに思いますけれども、実際に疑わしい取引の届出をしたものがその後どうなったかということにつきましては、基本的にはフィードバックがされておりますので、実際にはそれが本場にそういうものに結び付いたかどうかということは、ほとんどは分からないということになると思います。

○亀井郁夫君 分かりました。

疑わしい事実として申告した事実というのはどのぐらいあるんですか。疑わしい事実として警察に届けたような事実というのはあるんですか。

○参考人(斉藤哲君) 疑わしい取引の届出をした件数というのは、私どもの方は全体を把握して

るわけではございませんけれども、金融庁さんの方で整理をされた数字としては届出件数が十一万件超えるというふうな数字をおまとめになつていらつしやいます。これ、私どものまとめた数字ではございません。

○亀井郁夫君 金融庁の方の数字として十一万件というのは、何年かよく分かりませんが、毎年十一万件もあるんですか。

○参考人(斉藤哲君) ここにございます数字は十八年度でございます。

○委員長(藤原正司君) 斉藤参考人。

○参考人(斉藤哲君) 失礼いたしました。ここに

ある数字は十八年度でございます。

○亀井郁夫君 一年間ね。次に、松坂参考人にお聞きしたいんですけども、いろいろと弁護士会をやっておられると、よく分かりましたけれども、一番しつかりしていますよね、団体の中でね、主要な団体の中で。ほかのところを全部調べてみたんですけど、ほかのところにはそういう規程は一つもないんですけど、倫理規程に類するようなものは全くなくて、会の運営に絡む程度のものしかないんですね。そういう状況の中でいろいろやられるんですけども、弁護士会と同じような形で、差があるのに差を認めないで今回一緒に除外しちゃったというのはおかしいんじゃないかなと思うんですけど、それについてはどのように思われますか。

○参考人(松坂英明君) 先ほども別の団体、業種の方々の、業種が広がったというときに述べましたところと同じなんですけれども、他の士業の方々について、我々は業種などについては違いがあるとは思っております。すなわち、憲法上の位置付けはどうなんだとか、それから依頼者との関係がどうなんだとか、刑事裁判に絡むのか絡まないのかとか、いろんな違いがございます。したがって、他の士業のところの報告義務が削除されたことについては我々知りませんので、その業界のことについては詳しくは知りませんので、何とも軽々にコメントができないというのが実情で

あります。

ただ、各士業の方々が、仄聞するところによりまして、非常に良かったというふうな感想を述べておられるということなんです。それはそれで我々も良かったのではないかとこのように思っているところでありまして。

○亀井郁夫君 次に御尋ねしたいのは、いろいろあるけれども、この規則も見せてもらいましたけど、これは今年の七月から実施なんですね。だから、これまではこういう規程がない中で運用されておったわけで、そういう意味でも最後は、さっきおっしゃった守秘義務の解除の場合ということ

ですべてを解決するんだということと言われまして、たけれども、そうであれば、この規程の中に、マネーロンダリングなんかの場合、例えば、それをやるためには守秘義務の解除の問題にも触れて、もつと具体的にこういう場合にはこうするんだということを言わないと、諦めることまで言つてあるけど、後のことが書いてないんですよ、規程にはね。だから、そういう意味じゃ不十分だと思ふんですけど、その辺は議論はなかったんですか。

○参考人(松坂英明君) まず最初に、ちよつと説明を付加させていただきたいのですが、この七月一日から施行予定の本人確認・記録保存の会規というものは、確かに明文化したものは、今回がきちつと作つたのは初めてなんです、その考え方、基本的な理念というものは、我々が職務上のルールとして定めた弁護士職務基本規程というルールの中に全部書き込んであると、ほとんど書き込んであると。今回のこの七月一日から施行する予定の会規は、そのいわゆるわかりやすく特別規程にしたというものでありまして、その精神は元々あったわけでありまして。取つて付けたように今回初めて作つたものではありません。

次に、先生の御質問の趣旨というのは、守秘義務が解除される場合をきちつとルールの中に明文化したらいけないかという御指摘だと思います。これに対してはなかなか、その性質上、条

文化することがなかなか難しい面がございますので、一様には、い、そうですねとは言えない事柄なものなんです。今度時間があればゆつくり御説明をさせていただきたいと思ひます。

ただ、先生の御意見の趣旨はそういうことをもつときちつと周知してくださいたいことだと思ひますので、今後全会員の、先ほど申し上げた研修であるとかサテライト研修であるとか、それからこの特集の記事の中でそういうことについても触れて、各全会員が適切な対応ができるように周知徹底を図っていききたいと思つております。

どうもありがとうございます。

○亀井郁夫君 おっしゃる通りに、長い歴史の中で積み重ねられた内規だと思ひますけれども、弁護士さんの中には、いい弁護士さんがほとんどです。九〇・九〇・九〇は立派でも、中には〇・一〇ぐらい変な弁護士さんも実際にいるんですよ。それを変なことが起こつてからいろいろと処罰されることもあるけれども、やはりこういった大事なことを、国民の生命にかかわるようなことにも絡むわけですから、その辺は十分考えて、やはりこういう場合はこうするんだと、だから大丈夫なんだと、こう言つてもらえれば我々は安心しますけれども、やはり一番いろいろな士業の中でも犯罪行為に結び付きやすいのは弁護士さんですからね、正直言つて。弁護士さんのところがしつかりちゃんとやつてもらわないと我々は不安です。悪い相談乗つてからやられたんじゃ困りますからね。だから、その辺についてよろしくお願ひしたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

○参考人(松坂英明君) 大変励ましのお言葉であると受け止めていただきたいと思います。

先ほど自由民主党の秋元先生から御指摘があったとおり、我々は弁護士自治を守るために、先ほど申し上げたように懲戒制度というのを持っております。今先生の御心配は、そういう若干問題のあるときには、見過ごすことなくきちんと手を掛けて懲戒という制度の中で指導監督をしていくと。余りひどい場合には、先ほど申し上げたと

り退会命令とか除名とかいう厳しい対応も取つて、いわゆる日弁連、日本弁護士連合会の全会員が国民の方々から信頼されるということを毎日毎日考へて会務活動をしているところでありま

今後とも、亀井先生にも御支援をいただきたいと思つております。よろしく願ひいたします。

○亀井郁夫君 終わります。

○委員長(藤原正司君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして誠にありがとうございました。当委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

午後一時に再開することとし、休憩に入ります。

午前十一時二十六分休憩

午後一時開会

○委員長(藤原正司君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として木俣佳丈君が選任されました。

○委員長(藤原正司君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理学会協議のとおり、政府参考人として警察庁刑事局組織犯罪対策部長米田壯君外三名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤原正司君) 犯罪による収益の移転防止に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○朝日俊弘君 昨日に引き続いて、犯罪収益移転防止法について幾つか質問を続けたいと思ひます。

昨日の質問に幾つかお尋ねした点がありまして、まず最初に二問ほど宿題を先に片付けてから今日の課題に行きたいと思ひます。

一つは、念のため確認しておきたいという意味で御質問をさせていただきますが、今回提出されている法律案は、従来からある本人確認法と組織犯罪処罰法、この二つの法律を基本として組み立てられていると、こういう理解はしているんですか。

さて、今回このような立法をすることによって、従来からある二つの法律、つまり本人確認法と組織犯罪処罰法の二つの法律は廃止されて新しい法律に全部包括されることになるのか。それとも、それはそれで枠組みとしては残つて、それぞれの一部を新法に統合されるという形になるのか。その場合、そうだとすれば、新しい法律と従来の二つの法律との関係はどうなるのか、ちよつと法律の関係について御説明いただけますか。

○政府参考人(米田壯君) この法案と既存の関係法律の改廃との関係でございますが、この法案の施行は、大ざっぱに申し上げまして前段、後段の二つに分かれております。前段の施行は四月一日、そして後段の施行は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日となっております。

前段の施行の日においては、FIUが金融庁から国家公安委員会に移管されます。それに伴ひまして、現在疑わしい取引の届出を定めております組織犯罪処罰法第五章、この規定を多少手直しをいたします。そして、後段の施行のときに、新しい事業者に関する規制、監督等々の規定が一斉に施行されます。それに伴ひまして、組織犯罪処罰法第五章、第五章は削除をいたしまして、そして金融機関本人確認法は廃止がされるということになるわけでございます。

○朝日俊弘君 そうすると、実施時期によつて違ふけれども、組織犯罪処罰法の方は第五章の部分がこれに統合される、金融機関等にかかわる本人確認法の方は廃止されると、こういうことですか、そうすると、お尋ねしたかったのは、組織犯罪処罰法の第五章以外の部分は残りますよね。それと今回の法律との関係はどんなふうになりますか。

○政府参考人(米田壯君) マネーロンダリング対策の法制度としての柱は二つございまして、一つは組織犯罪処罰法の第五章以外の部分で、マネーロンダリング行為、どういふ行為に対して処罰をするか、そしてその収益を剥奪するかということが定めております。

もう一つは、そういう処罰対象となつてマネーロンダリング行為の防止、そしてそういう収益剥奪等が行いやすくなるために、本人確認や疑わしい取引の届出が本人確認法あるいは組織犯罪処罰法第五章で定められております。

そういうことで、今回は組織犯罪処罰法第五章と、そして本人確認法の内容が今回の法案の方に入ってくるわけでございますので、そういう意味では、残つた組織犯罪処罰法の方はどういふ行為をマネーロンダリング行為として処罰するかといったことが中心になつて定められております。

で、それをどう防止するかということにつきましては今回の法案の方で定められていて、こういうことになるわけでございます。

○朝日俊弘君 分かりました。

そうすると、両方の法律が相まつて対策に資すると、こういうことと理解しました。分かりました。

それじゃその次に、これも宿題なんです、今御説明あつたように、四月から少なくともFIUが金融庁から警察庁に移る、国家公安委員会に移る。当然、そういうふうな仕組みが変わるわけですから、関連する予算も動くというか変わると思ふんですね。つまり、ごく普通に考えれば、当然警察庁の方にFIUが来るわけだから警察庁の予算

算は増えるんだろうし、逆に金融庁に置かれていたのが動くわけだから金融庁の予算は減るんだろうと思ふんですが。

これは予算の関連法案ということでもありますので、大ざっぱに結構ですから、警察庁にかかわるこの新しいスキームの変更に伴つて予算はどの程度増えるのか、逆に金融庁の方はどの程度減るのか、ちよつとお聞かせください。

○政府参考人(米田壯君) 平成十九年度予算におきましてはFIU機能の基盤の強化に必要な経費、主にシステムを構築するというところでございまして、これが七億四千万円、それからFATFを始めとする国際的枠組みへの参加、外国FIUとの情報交換等に必要経費、これが約一億円、それから広報啓発活動に必要な経費約三千万円、合計いたしますと約八億七千万円を措置してございます。

○政府参考人(知原信良君) 金融庁の方の十九年度の予算額につきましては、十八年度のFIU関連の予算の中から合計約五千三百万円の予算減となつております。

その内訳につきましては、分析システム関連予算の減といたしまして約四千八百万円、それから国際連携協力のための経費の減といたしまして約五百万円というふうな減となつております。

以上でございます。

○朝日俊弘君 そうすると、数字は分かつたんですけれども、何か金融庁の方の減る分と警察庁の方で増える分と比べると随分差があるんですが、これは何ですか。

○政府参考人(米田壯君) 今度FIUを国家公安委員会に移管するということになりまして、対象事業者が増えるということになりますと、対象能力を強化しなければならぬということ、新しくシステムを組むわけでございます。したがって、一時的にその開発経費が非常に多く掛かるということがございまして、それを除きますと、平年化したとすると、システム関係ではランニングコストは大体六千万円ぐらいということに

それから、國際的な交流というのも活発化させなければならぬ、諸外国のマネーロンダリング対策の進んだ国に人も派遣しなければなりません、もっと積極的に國際會議に参加しなければならぬ。したがって、そういう關係の經費も、従来金融庁が行つておられたときに比べれば増えているということです。

○朝日俊弘君 分かりました。ただ単に移るだけじゃなくて、対象事業者の範囲も拡大するわけですし、そういう意味ではトータルとしての予算額は増えるということで、それは理解するんですが。

これもまた念のため確認しますけれども、当然、警察庁は警察庁でその他の予算もあるわけですね。今回新たにこの仕組みを引き受けるということになると、これ一応、先ほど御説明になった額に純増と考えていいんですか、トータルの警察庁関係の予算から考えると。

○政府参考人(米田壯君) これはなかなか、トータルの中でどのように判断すべきか。いろんなほかの要因で減らされたりしているような部分もございまして、分かりますが、大ざっぱに言うのと、純増というわけではございませんが、こここの部分についてはかなり配慮を財政当局からいただいているというふうに理解をしております。

○朝日俊弘君 少なくとも、新しい仕事を引き受けることになったわけだから、その分について、丸々というわけではないかもしれないけれども、その分きちっと手当てはしていただいていると、こういうお答えだったというふうに思いま

じゃ、以上、二つの宿題を済ませた上で、今日幾つかお尋ねしたいのは、もう午前中にも参考人の方においでいた。だいて御意見をちょうだいしたわけですから、特定事業者の問題について幾つか尋ねていきたいと思ひます。

まず、これは国家公安委員長にお尋ねするわけですが、従来の規定、金融機関等が対象になって

いたと今回の改正で、金融業者以外の、例えば不動産業者とか貴金属商とか宝石商とかという新しい事業者及び職業専門家、弁護士さんとか会計士さんとか、適用範囲をかなり広げました。そのことの理由と、それからその広げた範囲が妥当であるかどうか、なぜその範囲に広げたのかという、この二つの点について基本的な考え方をお聞かせください。

○国務大臣(溝手頭正君) 今回、新たにファイナンスリース、クレジットカード、宅地建物取引業、貴金属・宝石商、郵便物受取・電話受付代行業及び各士業者を特定事業者として追加したのは、FATFの勧告において追加が義務付けられているというのがまず主たる理由でございます。これは、マネーロンダリング対策及びテロ資金対策は各国が密接な連携協力の下に行うべきであり、その国際標準であるFATFの勧告を立案の指針とするべきであるという考え方からでございます。

ただ、例えば、宅地建物は財産的な価値が高く現金との交換を容易に行うことができること、様々な評価が可能であり、実際の価格に上乘せする形で犯罪による収益の移転ができるといような特性、あるいは宝石、貴金属は財産的価値や流動性が高く、世界のどの地域においても現金との交換が容易なことや、その小さな形状から持ち運びが容易であることなど、それぞれの特徴についても検討を行って、その規制をすることに対する合理性についても検討を行ってまいったところでございます。

○朝日俊弘君　そうすると、基本的にはFATFの勧告に示されている業種というか事業体を念頭に置いて広げたと、こういうことなんですけど、ちよつとその広げ方なんですけれども、これまでにあった本人確認法では、法律の条文においてそれぞれこれこれの業、これこれの業と定めておいて、最後に、そのほか政令で定めるものという項目があつて、多少政令の範囲でいろいろ追加したりすることができるよう規定が書いてありました。ところが、今回はそういう政令で定めるもの

という規定はなくて、まあ全部、全部というか、対象とすべきものは全部条文できちつと明記するという形にされていますよね。こういうふうにされた何か意味というか理由はあるんでしょうか。

○政府参考人(米田壯君) 現行の本人確認法は金融機関等が対象でございまして、金融機関あるいはこれに準ずるものという一応全体の概念、対象の大きくりがあるわけでございます。それで、法律で制定当時明定、明確に書くことができたものは書いていくと。政令で言わばセーピングクロウズを設けておりますが、政令で何を追加するかといえ、それはやはり金融機関等という、金融機関あるいはこれに準ずるものというまあ大ざっぱな枠があつて、それを具体的に書くということにならうかと思ひます。

そういう意味で、今回の法案では、金融機関等というようなある意味特定の何となく類似するグループではなくて、いろんな種類の特定事業者が入っておりますので、なかなかそういう同じような政令委任の方式はちよつと取りにくいということで、今回はもう法律ですべて書かせていただくということになってございます。

○朝日俊弘君　その理由は分かりましたが、そうすると、今後仮に範圍を広げるとか逆に削除するとかいう場合は法改正が必要になると、こういう理解でいいですね。

○政府参考人(米田壯君)　そのとおりでございます。

○朝日俊弘君 次に、特定事業者の範囲、一応そういうことで法律で定めた。しかし、その業務実態を個別に見ていきますと、非常に規模が小さいとかあるいは限定的であるとかいうことで、確かに事業者の範囲には含まれるけれども、個別の事業者単位で見ると必ずしも適用対象にする必要がないのではないかとという事例も出てくると思うんですよね。そういう実態があると私は思うんですが、そういう実態があるとお考えになっているかどうかということ、そういう実態があった場合に、そういう場合にはどういう対応をするの

か。いや、小さくとも範囲が限定されて、もう全部とにかくしやすくし定規に適用するんだという考えでいくのかどうか。ちよつと考え方をまづ聞かせてください。

○政府参考人(米田壯君) この法案では、その対象が、まず対象事業者ということ特定をしまして、そしてこの法案に基づく措置をとっていただく対象業務、その対象事業者の業務の中でこの法案に基づいてとっていただく対象業務、これを特定業務といいますが、ございます。さらに、本人確認であります、その特定業務の中で特定取引を行う際に本人確認を行っていただくということ、で、順々に絞っておるわけでございます。

例えば、不動産業者について申し上げますと、これは特定業務が既にその宅地建物取引業者の行うもののうち売買関係業務ということでまづ絞っておりますので、例えば賃貸の関係を中心とするような業者さんでありますとそれはそもそも入ってこない、特定業務にないということで、この法律の措置はほとんど関係ないということになります。

それから、いわゆる土業者につきましても、土業者の業務のうち不動産の売買、会社設立それから資産管理等の代理代行ということに特定業務は絞っておりまして、さらにその関係の委任を受けてところが特定取引と、こういうことになりまして、かなり実際の適用場面としては絞られるということになるかと思えます。

したがって、そういう、私どもがいろいろマネロンスリスク等々考えてこれは必要だと思っております特定業務あるいは特定取引というものに該当しない、ほとんどややっていらつしやるけど該当しないという事業者さんもうらつしやると思いますけれども、それは時々はあるかもしれませんがけれども、それは記録保存等の負担もそんなに重くはないだろうというように考えております。

いずれにしましても、私どもといたしましては、業務負担とかあるいは実行可能性ということも考えながら、所管の行政庁が窓口になりまし

て、十分業界の意見を入れながら、政令で絞っている部分もございいますので、そういうものを立案の際には十分業界の意見も反映させながら対応してまいりたいというように考えております。

○朝日俊弘君 そうすると、今の御説明だと、特定事業者というふうな大きく、まあ網を掛けると言った変だけれども、枠を決めるけれども、具体的には特定の業務が何で、特定の取引が何でという形で絞り込んでいく作業はあると。それは今のお話でいうと、関係省庁ごとにいろいろ実態を把握し、あるいはどういう分類というラング付けになるのかということも省庁ごとにやっていくということになるようなんですが、多分もう既にいろんな団体とか業者、グループから意見なり要望なりも寄せられていると思いますし、それらを各省庁ごとにいろいろと聴いて受け止めていただいて、これから具体的に対応していくということになると思うんですけど、ちよつとその手順というか段階取りというのがどんなふうになっているのかということ、その作業に警察庁はどんなにかかわり方をするのかと、この点ちよつと御説明ください。

○政府参考人(米田壯君) あくまで各事業所管官庁が窓口となり中心となると思うんですが、例えば、疑わしい取引のガイドラインあるいはこの法案に基づきます政省令、こういったものを作る際には、一つは各所管官庁がまず原案を作って、そして一つはその業界と調整をしていただく。もう一つは、全体の取りまとめ、それとマネロンの実態を一番把握しております国家公安委員会、警察庁において、これが果たして実効性があるのか、あるいは全体の公平性がどうかといった点からやはり意見を言わせていただく。こういうようなことを経まして、なおかつ当然パブリックコメントも必要ですから、パブリックコメントも行つて、そして立案、決定されていくというものであらうと考えております。

○朝日俊弘君 今の答えは次の答えとこつちやになつていませんか。

私が今お聞きしたのは、これからお聞きするのは疑わしい取引の範囲の話をお尋ねしようと思つてお聞きするんですけど、今お聞きしているのは、まず特定の事業者を枠組みを決めようという。その中で、じゃ全部が全部対象になるのかと言つたら、いやいや、それはある程度具体的に実態を見ながら除外していく場合もあるんですよという御説明をされた。その作業はどのようにな手順でされているのか、警察庁はそれにどのようにかかわるのかということをお尋ねしたんですよ。今の答えでいいんですか。

○政府参考人(米田壯君) 結局は、個々の事業者にとどのよう、何というか、具体的に措置をとつていただくとか、あるいはどの範囲がその対象業務になるのか、そういった話でございます。

したがって、政省令を定めていく、あるいはガイドラインを作っていくということは、手続としては似たようなものになるんじゃないか。つまり、業界と調整をしつつ、そしてその全体のマネロンの実態を把握し、なおかつ全体の取りまとめをする国家公安、警察庁からの意見も反映させていたでして作っていくと、こういうことにならうかと思ひます。

○朝日俊弘君 そうすると、確認しますけど、その対象となるかどうかについても各省庁ごとに政省令で定めていくという手続が必要になるわけですか。

○政府参考人(米田壯君) 対象のところは全部をちよつと把握しているわけでございますが、大體政令でございます。それからあとは、そうですね、対象業務については政令でございます。

○朝日俊弘君 分かりました。じゃ、それはそういうことと理解して、じゃ今の話とある程度重なってくるんじゃないかと思うんですけど、その次に、今日も参考人の皆さんからも大分やり取りをしましたが、届出が義務付けられる疑わしい取引の範囲の問題であります。

今日、参考人の方からも結構、疑わしい取引とは何ぞやということについて随分、銀行ではマ

ニユアルという具体的な事例などを示したパンフレットを作つて勉強してもらつておると、こういう御説明もありました。御説明を聞きましてけれども、聞いてもやっぱり結構難しい点があるなという印象でした。

そこで、この疑わしい取引の範囲あるいはその判断基準、これをどういうふうに示していくのか。私は、それなりに法律なりあるいは政省令できちつと厳格に示していくべきであるというふうには私は思ふんですが、一体この疑わしい取引の範囲あるいは判断基準についてどんなふうにするのか、具体的な基準を示していくこととするのか、どういう作業で、手順でそれを作っていくとされてるのか、是非これからの取組方も含めてお答えいただきたいと思うんですが、やっぱりかなり関係する業者からこの点に関しても結構要望あると思うんですけど、余り分りかたにくくても困るし、逆に余り分りかたにくくという具体的なやるとそれ以外は駄目だということにもなりかねないし、結構難しいんじゃないかと思うんですが、どんなふうにするおつもりですか。

○政府参考人(米田壯君) まず、疑わしい取引の内容でございますけれども、これは顧客の属性あるいは取引の状況、その他事業者が保有しております当該取引に関する具体的な情報、これを総合的に勘案して、当該事業者において、この法律で定めております収受した財産が犯罪収益である疑い、それから顧客が犯罪収益の隠匿等を行つている疑いというのを判断していただくということになつております。これを法律あるいはその下位法令で細かく規定していくことは、これはこういう、何といひますか、事業者の知見、経験に基づいて判断をしていただくという、この現在の制度も含めましての趣旨とは少し異なることにならうかと思ひます。

ちなみに、今金融機関に対しまして金融庁からガイドラインが示されております。このガイドラインには注意書きが書いておまして、かなり細かい要件、何といひますか、着目点を書いておる

わけでありまして、これに注意書きが書いておまして、これに当たるからといって疑わしい取引と必ず届けなきゃいけないというものではないし、逆に、これに当たらないからといって疑わしくないというわけでもないということになつておまして、形式的に判断すべきものではなくて、あくまでそういうものを手掛かりにしながら、疑わしいかどうかということをそれぞれの事業者において事業者が持つ一般的な知見、経験に基づいて判断をしていただく、こういう制度でございます。

したがって、そのガイドライン作りというのは大変重要でありまして、なおかつ、それは単に役所が考えるというだけではなくて、事業者さんの方でこれが実行可能である、これを目安にすれば判断可能であるということではなければならぬわけでございますので、先ほども申し上げましたけれども、ガイドライン作りにおきましても各事業者の意見を十分に反映させ、なおかつ、やっぱりマネロン実態等の問題がありますので、私も国家公安委員会、警察庁の意見も言わせていただいて、そして各事業者ごとにその事業所管官庁において作られると、こういうことにならうかと思ひます。

○朝日俊弘君 そうすると、多分法律とか政令とか省令とかいうものにかちつと書きにくい面があつて、それをあえて、しかし何もなしでは、判断基準がないでは困るので、従来本人確認法などではガイドラインという形で示してきた。したがつて、今回も、特定事業者の範囲は広がつたけれども、それぞれの事業者ごとに意見を聴きながら、それぞれにこの事業についてはこんなガイドラインという、個別のガイドラインを作っていくんだというお考えと理解していいですか。

○政府参考人(米田壯君) さようでございます。各事業者ごとに相当事情というか業務の実態も違ひますので、それぞれに作つていただくということになります。ただ、余りに、何といひますか、ガイドラインのレベルが違うということに

なつても困りますので、そこは全体を取りまとめる私どもからいろいろ意見を言わせていただきながら調整を図ってまいりたいと考えております。

○朝日俊弘君　そうすると、それで分かったんですけど、今日午前中の意見でも出ていましたけど、そういうことを何かもうちょっと現場にフィードバックしてほしいという意見があったんですよ。

だから、一応届け出る、それをいろいろんなところから情報をF・I・Uが集める、その中でやっぱりそうだったのかというのと、いや、全然違っていたというのとあると。それについてはフィードバックして、場合によってはガイドラインそのものを作り直すというか、よりいいものにするというか、そういう作業も必要だと思うんですけども、その辺はどうでしょう。

○政府参考人(米田壯君)　私も金融機関の方と公式ではないですがお話をさせていただいておりまして、やはり自分たちが一生懸命届け出ると、しかしそれがどのように役立ったか分からないというようなことも伺いをしておりまして、このフィードバックというのは是非やってまいりたいと思っております。

この法案の第三条に、国家公安委員会の責務として、疑わしい取引の口口の情報、これを各事業者に提供するという規定も置いておまして、これは個別に、あなたの提供した届出が個別にこの事件の検挙につながったというふうなフィードバックの仕方がよいのかどうか。これは、いろいろ秘密の問題もあり、かえってその事業者さんの方が何らかの、何といいますが、報復というか、そんなことの心配もあるわけですから、どの程度具体的なものをフィードバックするかということ、これはまたよく検討させていただきましょけれども、いずれにいたしましても、事業者へのフィードバックというのは大変重要なことで、やってまいりたいと思っております。

○朝日俊弘君　是非、そういう御意見もございましてので、受け止めていただければと思います。

じゃ次に、今は疑わしい取引の届出のお話でしたけれども、今回新たに、弁護士を始めとするいわゆる士業の皆さんにも特定事業者として位置付けるということになっているわけですが、この疑わしい取引の届出義務に関しては、そこは課さない、義務は、その部分は課さない、こういうことになりました。

この点については、いろいろ様々な意見という経過があつてこういう結論に達したんだと思いますが、大事なところですので、ここは何ゆえ課さなかったのか、国家公安委員長にお尋ねします。

○国務大臣(溝手顕正君)　弁護士による疑わしい取引の届出という点に関しては、法務省等の御協力も得ながら、守秘義務の範囲には変更を加えないということ、あるいは届出も日本弁護士連合会に行うということなどの条件を付けて、依頼者との関係に十分配慮した仕組みを当方で考案、検討して公表してきたところでございますが、日本弁護士連合会から、なお依頼者との関係において与える影響につきまして懸念が示されたということでございます、その点を踏まえまして、これらの点については引き続き検討していく余地があるだろうと、必要があるだろうという判断をした。我々の提案について必ずしも一〇〇%受け入れられることはなかったということ、引き続き検討をする必要があろうという判断を我々サイドでしたわけでございます。それで本法から除外をするという結論を出したところでございまして。

○朝日俊弘君　もう少しきつぱりと言われるかと思つたら、引き続き検討していくというお答えで、これはまた問題を引きずっちゃいそうだなという気がちよつとしたんですが、続けます。

そういうことで、届出義務を課さなかったわけですが、ところが、しばしば根拠とされておりますF・A・T・Fの勧告の中では明確に、弁護士とか公証人とか会計士とかも義務付けられるべきであるというふうに明記されているんですよ。昨日の

お答えでは、我が国もF・A・T・Fには主体的に参加して意見を述べてきたと、こういうことですか、多分我が国もそういう考え方に賛同してきたんじゃないかと思うんですね。

その明記されているF・A・T・Fの勧告を受けて、昨日お話を伺った政府が定めた行動計画の中では、わざわざF・A・T・F勧告の完全実施に向けた取組と書いてある。私、完全実施という言葉が非常に印象的でして、完全実施するとなつたのかなと、今回の法案は、この辺の関係をどう理解したらいのか、まだいまだにすんと落ちていないんですが、どう理解したらよろしいでしょうか。

○国務大臣(溝手顕正君)　弁護士とかその他の士業者については、もう一点、本法の特定事業者として位置付けられるわけでございまして、本人の確認及び取引記録等の措置を行うことになるわけでございます。

このことによりまして、例えば偽名などを使ってこれらの士業者を利用したり取引を行うことにより犯罪収益の隠匿を図っていくことは困難になるなど抑止効果はあるほか、一定の取引記録等が保存されることにより、より効果的な犯罪収益の追跡、剥奪、被害回復が可能になるなど、金融機関その他の特定事業者による措置とも相まってかなり実効的な犯罪収益対策が確保されるものではないかと考えているところでございまして。

すんと落ちないというところなんです、弁護士その他の士業者の疑わしい取引の届出につきましても、日本弁護士連合会から懸念が示されているということを踏まえて引き続き検討していく必要があると考えておりますが、将来、疑わしい取引の届出義務の対象に加えるんだという、結論ありきという考え方は我々は持っておりません。当然のことながら、今回の法律案における士業者の取扱いについても、その前段階として位置付けているわけではないということは申し上げておきたいと思ひます。

○朝日俊弘君　しつこいですけれども、もう一問。

もちろん引き続き検討されるわけですから、あらかじめ結論ありきではないと、これは当然のことだと思ふんですが。ただ、F・A・T・Fというところは、定期的にというか、相互審査をする。いつごろまた相互審査があるのかちょっとお聞きしたいんですけども、この相互審査の場合にレポートを出す。勧告と比べてここがこうだ、かなり厳しいレポートが出るようなんですね。

私は米国に出された相互審査のレポートを見させていただいたんですけど、仮訳ですから間違っているかもしれないんですけど、そこでもやっぱり、弁護士等について届出義務を課すと、もつとはつきり内報事項の対象とすべきと、こう言つた上で、疑わしい取引を報告した場合の免責について考えましよう、というレポートが出されているんですよ。

とすると、当然、我が国も近々相互審査という機会があるだろう、そこで改めて相互審査のレポートでこうだと、こう言われたら、これはそうせざるを得なくなつちゃうんじゃないかという心配があるんですが、どうですか。

○国務大臣(溝手顕正君)　F・A・T・Fによる我が国に対する相互審査の件でございまして、これは今年の秋以降を予定していると想定されておりますが、実際、それから数か月後ということですから、結果というものは来年の今ごろになる、一年後ぐらいになるのかなという予想はしているところでございまして。相互審査においては、本法案の成立、施行により我が国のマネーロンダリングの、あるいはテロ資金対策が大きく前進したということを強調してまいりたいと思ひます。

なお、弁護士その他の士業者が届出義務の対象外になったことについては、何らかの指摘を受けると思ひます。したがって、日本弁護士連合会は自主的な取組もしていただいていることも含めて、我が国のこういった施策の前進について御理解を

いたでけるよう努力をしまいたいと考えております。

更に加えますと、本案の成立によりまして、我が国のマネーロンダリング及びテロ資金対策はFATFの勧告のかなり重要な部分には対応しているということになり、それ自体は大きな成果を上げたというように我が方では認識しているところでございます。

精神論として、我々はそれにとどまらず、断続的な努力をしていくこともあえて申し上げて御理解を賜りたいと、このように思っております。

○朝日俊弘君 今のお答えは、そのとおり受け止めたと思います。

今日、午前中の参考人からも、松坂参考人の方から、もし必要であるならばそういう機会に我々も出てちゃんと反論したいと、こうおっしゃっていましたので、そんなことも含めて、念頭に置いて対応されることを求めていると思えます。

それでは次に、弁護士さんについては身元確認とか記録保存について特段の規定を定めて弁護士会の会則にゆだねると、こういうことにしました。それは何でだろうと。違った側面から見ると、何で弁護士会だけではそうして、ほかの士業の方はそうしなかったのかなというふうに思うんですが、この点についてちょっと御説明ください。

○政府参考人(米田壯君) 弁護士を含みます士業につきましては、疑わしい取引の届出を除外をしているということでございます。

その中で、弁護士とその他の士業の違いでございますけれども、これは監督官庁というものがあって、その監督に服しているのが弁護士以外の士業、弁護士につきましては日本弁護士連合会がございまして、日弁連はこの役所の監督も受けていないと、極めて高度の自治を保障されているという、そういう存在でございます。したがって、この弁護士につきましては、本人確認、それから取引記録の保存というのにつきまして、その具体的な規範を日弁連の会則にゆだねると、こういうふうにしたものでございます。

○朝日俊弘君 いや、それで二つ目の質問、何でほかの士業とは違うんだらうと。私は素朴に、弁護士さんにしろ税理士さんにしろ会計士さんにしろそれなりに、何というか、それぞれの専門家団体としてそれなりの自治を与えられている職能団体だと私は理解しているものだから、何で弁護士さんだけが特別扱いになるのかよく分からないんだけど、その理由は何かですか。

○政府参考人(米田壯君) 他の士業の方は、これはそれぞれの行政官庁の監督にふだんから服しております。そこはもう全然自治の形態が違っていて、そういうこの行政官庁の監督にも服していない弁護士と、それぞれ、例えば司法書士であれば法務大臣、行政書士であれば都道府県知事、税理士は財務省で、公認会計士は金融庁ですけれど、そういうふうにしてそういう監督下にある士業と、そしてそういう監督下になく弁護士というものは、おのずからやはり区別されてしかるべきであらうと思っております。

○朝日俊弘君 そうすると、それは現行の資格法という法律上そういう扱い、定めの違いがあるからそれに対応したまでと、こういうことなのでしょうか、そのように理解をしておきますか。

そこで、日弁連さんがこの三月に、規約とか規程というか、会則とおっしゃったかな、会則とおっしゃったかな、を定められたということで、具体的なペーパーを見せていただきましたけど、ちょっと細かい点で恐縮なんですけど、その中の本人確認と記録の保存というところの記録の保存期間が五年というふうに定めてあるんですね、会規の中では、今日もお尋ねしたんですけど、本人確認とか、従来の我が国の法律では時効の関係もあつて七年というふうに保存期間を定められているということ、二年の差があるんです。これ、たまたまこの二年に挟まっちゃったらすういふこと、この点はどうかお考えですか。

○政府参考人(米田壯君) 日弁連が三月一日付けでお決めにされました規程は、これは会規というところで、会則から委任を受けた会規ということでございます。現時点ではこれは日弁連が自主的に自分たちの中のことをお決めた自主的な単なる規範である。ただ、この法案の当該部分が、これは後段施行の部分でありますけれども、施行がされればこの法律の中に位置付けられまして、司法書士等の例に準じて日弁連が会則で定めるところにより本人確認とか取引記録保存が行われる、その会則に当たるということになるかと思ひます。

まず現在の、現行本人確認法でこれ七年と決めておりますのは、先ほど委員が御指摘のように、テロ資金供与等の罪の公訴時効が七年であること、あるいは実態的にやはり犯罪が五年を超えてから摘発をされるというようなこともあるものですから従来七年と定められておりました、今回の法案でも七年というように、そのように規定をしたものでございます。

日弁連が三月一日に定めました会規につきましては、おおむねこの法案の趣旨に沿っているものと認識しております。ただ、これは詳細に見てみました場合、例えば御指摘のような点もございします。ただこれは、この法案の後段の部分が施行された後、そうすると、それは例に準じた、ここにいる会則としての要件を満たしているのかどうかというような問題は、これは単に例えば五年か七年かというような形式的なものではなくて、やはり弁護士の業務実態等をよく見た上で合理的に説明できるのかどうかという点であらうかと思ひます。

いずれにしても、これはまず日本弁護士連合会において御検討されるべきことではなからうかと考えております。

○朝日俊弘君 いや、私も形式的に五と七と違うからどうするんだと言つてもいいんじゃないんですけど、日弁連さんがお決めたことについてそれはそれで尊重しなければいけないし、今日も、いやFATFの勧告では五年以上となつていいるんだからいいんだと、こうおっしゃっていたので、それはそれでそれなりの論拠があるのかなと思うんですが、ただ、可能性としては、ちょうどたまにまづれた二年のところにある出来事が起こつてしまつてはまずいという気は残るんですね。だから、ちよつとこれは今後の検討課題なのかなというふうには私は思つています。また、しかるべき意見交換の場があれば、十分そのところは意見交換の一つの課題にしておいていただいた方がいいかなというふうには私は思ひます。

さて、その次に、今日は法務省にも来ていただいていると思うんですが、先ほどの議論とちよつと重なるんですが、要するに弁護士さんとかほかの士業さんとの違いの問題について若干、もう一遍くどいですが、お尋ねします。

今回、弁護士さんたちは、疑わしい取引について届出をしなくてもよろしいと、こういうことにはなつていいるんですが、当然、さはさりながら、弁護士さんが職務上かなりこれは問題だというような事例に当たることもあるでしょう。むしろ、これは捜査当局にもうやむを得ず届けざるを得ないという事例もあると思うんですね。

そういうせば詰まつたそういう事情があつたときに、片方で弁護士としての秘密保持の問題、守秘義務の問題に違反じゃないかと、こういうふうに関われちゃうと板挟みになつちゃうことがあり得ると思うんですけど、そういうことについて免責というのか回避というのか、この辺のことを法務当局としてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○政府参考人(菊池洋一君) まず、今委員から御指摘のありましたとおり、日本弁護士連合会では、今年の三月一日に会規、依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程というのを自主的に定めになったというふうにお聞きをしております。その中で、ただいま御指摘のあつたとおり、弁護士の方は、法律事務という仕事の依頼を受けようとするときには、犯罪収益の移転にかかわるものであるかどうかをまず第一に慎重に検討しなさい、それから、犯罪収益の移転にかかわるもの

であると判断したときには依頼を受けてはいけませんと、さらに、依頼を受けた後に気付いたときには、依頼者に対して違法であるということの説明して違法な行為をしないようにという説得をしなければいけない、依頼者が説得に応じない場合には弁護士さんは辞任をしなければいけないと、そういう会規を定めて対応をしているというふうにお聞きをしております。

お尋ねの点は、例外的な場合、弁護士さんは進退窮するではないかという点でございますが、これは弁護士法という法律の中に、「弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。」という定めがございますまして、一般には弁護士の守秘義務というふうに言われているものでございます。すなわち、依頼者は弁護士さんのところに行きまして、トラブルに巻き込まれているんでしょうからいろんなことをお話しになると。そうすると、弁護士さんは依頼者の秘密を知る機会が多い。しかし、それを正当な理由もなく第三者に漏らしては、弁護士としての業務もできませんし、依頼者も困るということでございます。

ただ、今申し上げました弁護士の守秘義務を定めた条文は、正当な理由があれば秘密を開示しても構わないというふうに一般に解釈されておりますし、現に、高等裁判所レベルでございますが、裁判所でもそういう判断が判決の中で示されております。正当な理由がどんな場合かというのは、これは一概になかなか申し上げることはできませんで、個々の事実関係いかんでございますけれども、この点について解説してあります法律の本などを見ますと、たゞいま委員御指摘のような正にそのようなケース、すなわち依頼者の犯罪行為の意図が明確であること、そしてその犯罪行為を行うということが差し迫っているということ、さらに犯罪をした結果が極めて重大であつて秘密を開示することが不可欠であると、そういった場合が正当な理由がある場合の一つの事例というふうに表示されているわけでございます。

したがいまして、現行法の今申し上げました解釈を前提にすれば、委員御指摘の御懸念はそれほど心配することはないんじゃないかというふうな私どもとしては理解いたしております。

○朝日俊弘君 分かりました。今日、参考人も全く同じことを述べておりましたので、それはそれで理解いたしました。

そこで、今は弁護士の話なんですが、弁護士さん以外の士業についてはどうなっているんだらうか。当然、同様の配慮があつてしかるべきと私は思うんですけど、まあ一つ一つ聞いていても切りがありませんから、例えば司法書士さんの場合は今御説明のあつたような弁護士さんについての考え方というか法律の解釈というか、いうことと同じように考えていいのかどうか、この辺についても重ねて考え方を示してくださいます。

○政府参考人(寺田逸郎君) 結論から申し上げますと、同様にお考えいただいてよろしいと考えております。

司法書士の場合には、同様に守秘義務の規定が法律上置かれております。むしろ、弁護士法と異なりまして、そもそも正当な事由がある場合でなければ業務上知り得た秘密を漏らしてはならないという、正当な事由が除外されているというそういう規定ぶりになっておりますので、今、司法法制度部長の方から弁護士法の解釈について述べられたことはむしろ明文上明らかであり、その適用の範囲も恐らくは同様というふうに考えているところでございます。

なお、この点につきましては、司法書士会の団体、司法書士会の連合会等とも十分な打合せを今後して、適用について明らかにさせていただきたいと考えているところでございます。

○朝日俊弘君 ありがとうございます。もちろん、具体的な事例の判断については、場合によっては裁判による判断を求めざるを得ない場合もあるかもしれませんけど、規定として、あるいは解釈としてそのような解釈が成り立つということをお聞きしました。

そこで、最後にこの法律の検討規定について伺います、何かまだ法律ができ上がっていないのに検討規定聞くのもおかしい話ですけど。

この法律の最後の附則のところに、法律の実施状況とかあるいは国際的動向とかを勘案して必要な措置を講ずると、こういう書きぶりをしてあるんですね。これはまあ余り気にせざらつと読めばさつと読めるんですけど、しかし国際的動向というところを気にすれば気になるんですね。この検討事項の書きぶりについて若干の御説明をいただければ有り難いと思います。

○政府参考人(米田壯君) この検討事項は、規制改革・民間開放推進三か年計画、これ閣議決定でございますが、これにおいて必ずこの検討事項を置くようにということになっておる、その例によりまして置いておるものでございます。ですから、特別な何か意図があるというわけではございませんけれども。

具体的には、国際的動向というのは当然やっぱFATF勧告というようものが今後どのよう改定されていくのかというようなことは当然入るでしょうし、また国内におきましても、本法の特定事業者以外の事業者が犯罪による収益の移転に著しく利用されているような実態が出てくるとか、そのようなことを勘案をいたしまして、この法案の内容についてもまた検討していく必要が生じてくるということもあり得ると、こういうようなことを考えております。

○朝日俊弘君 ありがとうございます。以上で質問を終わります。

最後に、お願いをして終わります。昨日も繰り返し申し上げましたけど、確かにFATFという国際的な組織があつて、何かタスクフォースというんだそうですね、そのところからいろいろな提案なり勧告が出されると。しかし、それは我が国が受け身でいたたくばかりではなくて、むしろそのFATFの活動に我が国が主体的に参加しているんだということでありまして、一方、これからの国際的動向について、一方

的にというか受け身的に受け止めるだけではなく、主体的にどう参加するのかというスタンスで対応していただきたいと、こういうことを望んで、私の質問を終わります。

○白浜一良君 若干の時間をいただいておりますので、質疑をさせていただきたいと思ひます。

何回も説明はされておりますが、FATFですか、の勧告を受けてこの法律が出てきているわけでございますが、従来金融庁にFATFがございまして、今回国家公安委員会に所属替えされること。

何か三十一か国で、聞きますと、十七か国は捜査機関にそのような機関があつて、あと十四か国は金融機関等にあるというふうな何とておりますが、日本の場合は、国家公安委員会に所管された、新しい体制をですね、法律の体系としても作られたということでございますが、その背景と、どのようなそういう体制変更で効果があるのかと、概括的にまず御説明いただきたいと思ひます。

○政府参考人(米田壯君) 今回、FATFを国家公安委員会、警察庁の方に金融庁から移管をするという判断は、これは内閣官房が中心となりまして政府として行ったものであります。

これまでFATFが金融庁に置かれておりましたのが、そもそも対象事業者が金融機関等であるというようなこともございまして、今回金融機関以外にも対象業種が拡大をされるというところを契機といたしまして、暴力団その他の組織犯罪対策、それからテロ対策等に中核的な役割を担っております国家公安委員会、警察庁にその機能を移管することが適当であろうと、こういう判断がなされたものでございます。

国家公安委員会、警察庁がFATF機能を担うということになりまして、一つは、暴力団、テロ組織、大量破壊兵器関連物資等に関する資金源対策の推進強化、それから関連する情報や専門的知見を活用した分析、そして国際捜査共助等の経験を生かした外国機関との情報交換の促進、こういう

ようなことが推進されていくだろうと考えております。

○白浜一良君 せっかく公安委員会の下に置かれるわけでございますから、実効性が高まるように期待をしておきたいと思っております。

それで、今回、いわゆる業界の、業種も増やされたわけでございますが、大方、業界に所属されているような団体はいいですね。だけれども、今回業種が広がりまして、その業種によりましては必ずしも業界団体に参加されていないというケースもありますよね、これ。そういう個別的な業者の方にもやっぱり本法の趣旨、徹底をする必要はあると思うんですが、この辺の実効性を高めるために、それを所管されているいろんな省庁との連携をどのように取られていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(米田壯君) それぞれの業につきましては、それぞれの事業所管行政庁において監督をし、実績を上げていくことになるわけでございますけれども、私どもの方でも、犯罪捜査その他の警察活動により掌握をいたしましたその業の実態というものは、その行政庁にお知らせをする。あるいは、国家公安委員会自身にも行政調査の権限がございますので、そういうようなものも活用して、悪質な業者については、その所管行政庁と連携をして業の適正が図られるように努めてまいりたいと考えております。

○白浜一良君 それでは、私、今言いましたように、業界に入っていない業者いるでしょう。この辺は当然、直接の所管じゃないんでどうこうとは言えないんでしようけれども、それぞれ所管されている省庁がどうされるのか。これ具体的に何か取組やらないと、そういう業界に入っていないしやらない業者の方が悪質な方が多いかも分かりません。ということ、その辺の具体的な取組は特段何かお話しはされているんでしょうか。

○政府参考人(米田壯君) 確かに、今回対象事業になるものの中には、その業法がない、さらには業界もないというものもございます。これにつき

ましては、もちろんそれぞれ所管行政庁が責任を持っておられるわけでございますけれども、先ほども申しましたとおり、私どもも、警察活動を通じての実態把握の中で、どこにそういう業者があり、どういう悪質な業者がいるということは把握できると思っております。したがって、相協力してその業の実態をよく把握して、そして監督に遺漏がないようにしてまいりたいと考えております。

○白浜一良君 その辺、具体的に話し合いを詰めていた、だいたいと思っております。

それから、先ほどもお話しございましたが、弁護士とか司法書士とかが今回届出義務を外されたということなんで、弁護士会は所管省庁がないのでそういう規程、自主ルールを決められたと、こういうことでございますが、あとの税理士会とか会計士会もそうでございますけれども、それは所管はあるんですけれども、所管省庁はあるんですけれども、届出義務を除外されたんで、そういうところも何らかのそういう自主ルールを本来決められるべきだと思っておりますけれども、これいかがでしょうか。

○政府参考人(米田壯君) 必ずしも私どもで各所管行政庁とそれぞれの土業あるいは土業団体の、何というか、やり取りを把握しているわけじゃないんですけども、引き続きまして、その各所管行政庁につきましては、この制度の周知を図りながら、これらの土業者がマネーロンダリングに利用されることがないように、各業界による自主的な取組が行われるように働き掛けていくものというように承知をしております。

当然、私どももいたしまして、マネーロンダリングの実態、あるいはテロ、組織犯罪の実態等々を、所管行政庁にそういう情報を還元することによりまして後押しをしてまいりたいというように考えております。

○白浜一良君 それから、当然、対象の業種が広がりました、金融庁から公安委員会に来たと。そのいわゆる事務局でございますけど、担当されているんですね。当然スタッフも増える、増やさな

きゃならない。先ほど予算の話、予算だけのお話ございましたけれども、その辺の体制、人員体制の強化ですね。その辺はいつまでにどの程度というような目標というか、決めていらっしゃるんでしょうか。

○政府参考人(米田壯君) 平成十九年度予算におきまして、先ほどお答えしましたお金の問題だけではなくて、増員あるいは組織につきましても認められております。

移管後のFIIUの体制につきましては、課長級を長とする約四十名の体制の組織でまずこれを担当するということにしております。現在、金融庁に置かれておりますFIIUの体制はこれは課長より下の室長以下で十七名でございますんで、そういう意味ではかなりの体制強化になるのかと思っております。

ただ、主要各国のFIIUは、アメリカのFinCENだと二百九十名、イギリスだと二百名というところで、大体三けたの人員を持っているところが多いわけでございます。この辺は、そういう諸外国の例も参考としながら、今後、移管後の状況をいろいろ踏まえまして、更に体制については検討を続けてまいりたいと考えております。

○白浜一良君 それから、先ほど御質問したことと関連するんですけども、金融機関の場合は先行してありますので、いろんな意味でガイドラインができていますね。今回、業種が広がりますので、他業種にもやっぱりガイドラインが必要だと思っております。これはまあその所管の省庁とのまた話し合いということにもなるんですけども、こういう具体的なガイドラインの作成という面では話が具体的に進んでいるんでしょうか。

○政府参考人(米田壯君) 各省それぞれ個別の業界というお話はされていると思っておりますけれども、いずれにしても、この新規対象事業者の部分の施行までにガイドラインを業界とよく話し合っ

て作っていただくということが大切ではないかと思っております。その際、業界の意見をよく聴いていただくと

もに、私どもから、やはりマネーロンダリング対策のレベルの問題がありますし、それから各事業者間の負担公平といった問題もございまして、その辺は私どもからも意見を言わせていただくということ、よく業界、それと政府内部の調整を通じて詳細なガイドラインが策定されていく、いくと思っております。私どももそれを後押ししてまいりたいというふうに考えております。

○白浜一良君 よろしく推進をしていただきたいと思います。

それから、これも先ほどお話しあつたんですが、三条一項ですが、手口情報の提供というのがありますね。当然、そういう手口情報を提供されるということもこれ大事なんです、その手口情報の提供が逆に悪用されてしまうというか、その情報を受けて、そういうケースもあるわけで、そういう面では、これは一般的な事例であると思うんです。個別ケースをおっしゃるわけじゃないんで、そういう面では心配ないんですけども、一般的なそういう手口の情報提供ということであっても、そういう情報が逆に悪用される。悪意を持った特定業者というのがありますよね。その辺の情報管理ということも一方で大事なんです、この辺の関係というのはどうなんでしょうか。

○政府参考人(米田壯君) 大変悩ましい問題でございます。この手口情報提供だけではなくて、そもそも警察がいろんな犯罪に関する情報を一般にどのように提供してどのように知っていただくかというようにときに常に悩むといえますが、問題になる問題でございますけれども、先ほど委員御指摘のとおり、やはり情報提供の方法とか内容を工夫しながら、その均衡といえますか、何とか適切に提供ができるように図ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしまして、我が国のマネーロンダリングそれからテロ資金対策のレベルを上げるためには、国民の理解、それから各事業者の協力というのは不可欠でございますので、積極的に情報を提供してまいりたいと考えております。

○白浜一良君 それから、情報管理という面で、いろんなこの疑わしい取引の情報がかうばつと集まってくるわけですが、その集まってくる情報をしっかりと流出せぬように管理するというのもこれ大事なわけですが、来年度予算の中でF・I・Uの関連予算が八億七千五百万ですか、その中でそういう情報管理という意味での要素、中身、こういうものは含まれているんでしょうかね。

○政府参考人(米田壯君) 先ほど申しました八億七千万円、そのうちのシステム関連予算が大体七億三千万円でございます。当然、この中には情報管理対策も入っているわけですが、これをなかなか切り分けるというのは難しいわけでございます。

ちなみに、こういったことを考えておるかといえます、まず、その生体認証、指紋等の生体認証による使用者の制限、各種情報に対するアクセス制限、それから端末操作の履歴の保存、アクセス記録の保存、情報の暗号化、不正プログラム対策、そういった対策を講じることというたしてあります。

ただ、それ以外にも施設面にもいろいろ工夫を凝らすセキュリティもございまして、なかなかその全体で幾らというのはちよつと出すのは困難でございます。

○白浜一良君 別に、そういう切り分けておっしゃっていただく必要はないんで、ちゃんとされていたらそれでいい話で、全体のシステムとしてですね。

これ、なぜこんなことを言うかといいますが、何か先日、個人のパソコンか端末のパソコンか知りませんが、ある警察で、いわゆる同僚の情報全部抜き取られたという事件がございましたよね。だから、その捜査の経緯、どういった情報だったのかは知りませんが、簡単にそういう同僚が抜き出せるような情報管理じゃなくてもいいけどこれは駄目だと、そういう意味では私は申し上げたわけでございます、これは御

担当じゃないかも分かりませんが、警察全般のそういう情報のセキュリティ、情報管理のセキュリティ、これはしっかりとやるようになっていくんですかね、これ。

○国務大臣(溝手顕正君) 今のは山梨県の件だと思ひますが、今まで分かったところによりまして、パソコンを使っている警察官が使っていたインターネットする何かデータですね、それを同僚が盗んだという話でございます。この問題がいろいろ、何というんですかね、示唆する問題は大いにあると思うんですが、泥棒をするのをやめさせるというのはこれは大変難しいだろうと思ひます。それはまあそんなことを言つてはおれないんですが、ただシステムとしては、今、内閣官房で行われた評価結果によりまして、警察もかなり悪い指摘をされているというところがあるので、懸命になつて今対策を取つていくところでございます。

が、まだここまではつきりいつからと言ふことは、公表できないのが非常に残念なんです、もう三月の中旬から既に一部は開始しておりますが、暗号による情報管理をシステムとして、プログラムとしてほぼ完成しておりますので、これを中央、地方、全面的に導入をしていこうと。だから、これは取つても解説できないということを含めてかなりの効果が上げられる、年度内には勢いが付いておむね進み始める体制ができるのではないかと、このように思つておられるところでございます。

○白浜一良君 しっかりと対応をお願い申し上げます。それから、これは本法とは直接関係ないんですが、ちよつと関連してお伺ひしたいのは、二〇〇四年の十二月、テロの未然防止に関する行動計画を策定されているんですが、そのときに、今後の継続すべき検討課題ということで、大変難しいんですけれども、三つ挙げていらつしやるんですよね。一つはテロの未然防止対策に係る基本方針に

関する法制、二つ目はテロリスト及びテロ団体の指定制度、三つ目はテロリスト等の資産凍結の強化、これが継続して検討すべき項目だと、関係省

庁と検討をするということになっておられるんですが、これは二〇〇四年の十二月の話でございますが、この点はその後どういう経過にあるか、御説明いただきたいと思います。

○国務大臣(溝手顕正君) 御指摘のとおり、個別法がばらばら出てきて、基本の問題がしっかりとないじゃないかという御指摘については全くそのとおりだと思ひます。

昨日ですか、朝日委員の指摘、同じような御指摘をいただいております。平成十六年十二月において政府で決定いたしましたテロの未然防止に関する行動計画というのがありまして、それに基づきまして、テロの未然防止の重要性や関係機関や国民の責務等に関して定めることを目的としたテロの未然防止に関する法制については、政府としては検討を行っているところでございます。

当方としましては、関係省庁が多岐にわたるといふことなんで、政府が一体になつて検討を進めるべきだと、早急に進めるべきだという主張をいたしております、この検討に対しては積極的な参画をしてまいりたいと、このように思つておられるところでございます。

○白浜一良君 それぞれ大きなテーマなんで、それで、日本のような島国というか歴史的にそういう繊細さはないんですよね、危機管理という面では、だけれども、オウム事件のようなこともございましたし、しっかりと体制づくりをやつていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

最後に、今朝、銀行協会と弁護士会から参考人来ていただいて、意見聴取をやつたわけでございますが、これ通告してないんですけれども、大臣、簡単なことですか。

二つ銀行協会から要望がございまして、一つは朝日先生がおつしやつたことなんですけれども、いわゆる事例をできるだけ教えていただきたいと一つは申しております。それは何というのか、フィードバックという意味だけじゃないと思うんです。いろいろな事例が分かればチェックしや

すくなる、現場が、そういう意味だと思ひます。

もう一つおつしやつたのは、法律がこれ成立しましたら、その後政省令を決めていられるんですが、今でも銀行はそれぞれ本人確認、それからいわゆる疑わしい取引の届出やつていますよね。で、政省令作られるんでしょうけれども、これ以上事務量が多くならないようにしてほしいという切実な要請が、この二点ございました。

せつかく参考人から御意見聴きましたので、それに対する所感を聞いて質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(溝手顕正君) 第一の点ですが、その事例の問題、情報の、さつき部長が答えたそういう面は確かにないことはないんですが、出した方がやっぱり出して良かったといううなことは対応しなくちゃいかぬだろうと思ひますので、事例集というのか、こういうことで効果があつたんだというところについて、我々、積極的に受け止めていく必要があるかと思ひます。

それから、作業量が増えるということについては全くそのとおりでございますが、私個人の念願としては、振り込め詐欺というのが、マネーロンダリングを含めて、いろんな金融庁の届出が十一万件に及ぶという、数に及んだ大きな理由の一つだろうと思ひまして、これはかなり沈静化してくるんだらうと思ひます。こういう仕事自体は暇であれば暇であるほいいいわけでございます、我々としてもしっかりとこの問題に取り組んで、業界に迷惑を掛けることがないようにこれからも頑張つてまいりたいと、このように考えております。

○白浜一良君 終わります。

○亀井郁夫君 国民新党の亀井でございます。最後でございますので、もうちよつとよろしくお願ひしたいと思ひます。この前は時間がなくてちよつと質問できなかったことを一、二質問して、本日の問題に移りたいと思ひますけれども。

まず最初に、本年度は三千名ぐらい警察官を増やしていきたいということが言われたわけですが、非常に結構なことだと思われけれども、検挙率がなかなか上がらない。三〇%ぐらいにちよつと上がっているけれども、まだまだいかにぬという状況で、警察にしても犯罪が増えたとはいえないけれども、しかし警察官も、警察官がこんな犯罪を犯したのかというふうなこともあるわけですから、教育は非常に必要だと思われけれども、そういう意味では、教育をしつかりやるとか、あるいはまた配置の問題も、警備警察から刑事警察、交通警察、いろいろあるけれども、それについてもいろいろ考えておられると思うんだけれども、それについてお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(溝手顕正君) 先生のおっしゃる通りでございます。新年度で三千人という枠をいただいた我々としては非常に喜んでるところでございますが、決して無駄にしてはならないと思ひつておりますので、先ほど御指摘がありましたように、内部努力も含めまして、効率的に要員の配置を考えてまいりたいと思ひます。

ちなみに言いますと、検挙率については、平成十八年は三・一%となつておりまして、五年連続で改善していることは改善しているわけですが、更にもつと努力をしてまいりたいと思ひます。

教育の問題というのは、最もそういう意味でこれからの大量退職時代を迎えて一番重要なことだろうと思ひます。真に警察官たるふさわしい人物を採用するところから始めて、学力、体力、使命感、高い倫理観と職務執行能力を持つ、個々の警察官の資質を高めるように最大限の努力をしてまいりたい、このように考えております。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。
今、検挙率も三・一%というんじやまだ低いですが、やつぱり五〇%以上せめて行くようにしっかりと頑張つていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

次に聞きたいのは、コンプライアンス経営に対する取締りの問題で、コンプライアンス経営に對する取締りの問題で、この間、民間会社の人と会つていたらこんな話を聞いたんです。我々のときにはかけマージャンいつもやつていて、千点五十円か百円かそんなもので、今ごろはそういうマージャンもいかぬという通知を出しているということ、非常にセンシティブになつていまして、千点百円なんてマージャンじゃなくて、もっと高いものもあるやに聞くんだけれども。

そういうことで、警察としてはこういったコンプライアンス経営に対する考え方、どの程度からマージャンなんかでも挙げるのか。まあ、暴力団とかそういうのは別で、普通みんなやるのはお互いに仲よくするためにやつていられるわけ、わずかな刺激というのには必要です。他方で警察も、パチンコなんかではもう物すごい激しいものを認めてきておるわけですから、ちよつとおかしいんじゃないかと思うけど、それについてはどう考えておられますか。

○国務大臣(溝手顕正君) 私もマージャンをしたことがありますが、お気持ちはよく理解できるところがあります。こういう御質問でございしたら、もうこれは、刑法においてかけマージャンは犯罪とされているものだという御回答をする以外はないだろうと思ひます。

しかしながら、警察としては、賭博の疑いのある事案を認知した上で、個別具体的な事案に即して、法と証拠に照らして、事件として取り上げるべきだと判断した場合には厳正にやるということ、でございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○亀井郁夫君 まあ、賭博をやつていなくて警察が言うわけにいきませんから、大臣の回答も分かれますけれども、しかし、取り調べる前によくその辺をよく考えて、余りむちゃな取調べはしないようにひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。そういうことで検挙率を上げようなんて考えないでね、お願ひしたいと思ひます。

それでは、今日の本題に移りますけれども、まあいろいろ議論されてきたんで、大分疑惑の点があつたので、一、二番難しいのは、疑わしい取引について、これの届出義務を土業の人たちが全面的に免除されているということですね。

そうすると、これについては、今弁護士連合会やらあちこちから話がございます。いろいろ調べてみたけれども、一番弁護士連合会はしっかりと知っておるものの、疑わしい取引についていろいろ知ること多いだろうと思ふんだけれども、いざとなつたらそれをちゃんと口説いて、やめるように言つてやめなければ辞めたいというふうな言い方に今度の規程はなつていますけれども、それからまた、あれですね、問題は、そういう疑わしいことについて守秘義務の厳守の問題とのバランスになつてくるというふうなことがいろいろあるんだけれども、これについてもちよつと姿勢を正して厳しくやつてほしいと思ふんですね。

業界でもいろいろな業界がありますから、土業界、土業界の中でもいろいろあると思ひますが、その辺よろしくお願ひしたいと思ひますが、その辺どう考えておられますか。

○国務大臣(溝手顕正君) 今御指摘の点でございますが、本件に関しては守秘義務の範囲というのには変更は加えない、あるいは届出は日本弁護士連合会に行ふこととするというふうな案を我々から提案をいたしましたところでございます。

それで、何とか事態の進展が図れないかということで連合会と話を進めてきたところでございまして、今回は弁護士連合会の方から、なお依頼者との関係において懸念があるということで、この点については更に引き続き検討しようということ、で本法案から除外をしたわけでございます。その代わりと言つては、それはそれながら、いわゆる個人の確認、認証の件に関しては御協力をいたただいて、このことによつて本法律案の目的がかなり大きく達成できる、前進できるというふうな判断をして除外をしたということが今回のいきさつ

でございますので、ひとつ御理解を賜りたい、こう思つております。

○亀井郁夫君 守秘義務の問題と、それから届出義務の関係、これはなかなか難しい問題とは思ふけれども、しっかりとこれやめるんじやなしに、これから厳しくその辺は考えてほしいと思ふわけですね。そういう意味でよろしくお願ひしたいと思ひますけれども。

それからまた、こういうことから弁護士さんとかあるいは土業の関係がこういうふうにあいまいにされたということから、これは抜け穴になつてしまふ可能性が多分にあるわけですから、業界としては抜け穴に使われたんでは非常に困るわけですから、これについてもしっかりと考えてほしいと思ふんだけれども、その辺はどのように考えられますか。

○政府参考人(米田壯君) まず、この弁護士その他の土業者につきましては、本人確認、それから取引記録の保存は行つていただくということでございまして、例えば偽名を用いてこういう土業者を利用して取引を行う、そのことによりまして犯罪収益を隠匿するということは、これは現状に比べて大変困難になるうかと思ひます。

そういうふうなことで、他の金融機関等による措置と相まってマネーロンダリング対策というのは我が国では相当これで進展していくものであると思ひます。

警察庁といたしましても、この手口情報を提供すること、あるいはそれぞれの土業者団体でいろいろ研修をされるということに対しては協力をいたしまして、これらの土業者がマネーロンダリングに利用されないように、利用されにくいように努めてまいりたいと考えております。

○亀井郁夫君 しっかりと頑張つてほしいと思ひますが、最後に公安委員長にお尋ねしたいと思ひますけれども、こういったマネーロンダリングとかそれからテロ対策というのは、国際的な協力が必要であり、相当思い切つてやつていかないと、いけないと思ふけれども、どのようにお考えなの

か、その決意のほどを聞きたいと思います。

○国務大臣(溝手頭正君) 御指摘のとおり、国際テロ対策及び組織犯罪対策というのは一国限りの問題ではなく、今回の立法の契機となったFATFのほか、国連であるとかG8、あるいはICP等の国際的な枠組みの下において国際的連帯の必要性が強調されてきたところでございます。

特に、現在ではテロ資金や犯罪収益を瞬時に国境を越えて移転させることが可能になったわけであり、これを防止してあるいは追跡してそれを剥奪するためには外国との連携は不可欠であろうと、このように考えているところで、万全を期し最大努力をしてまいりたい、このように思っております。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

それじゃ、しっかりと頑張ってください。いろいろとこれまでの質問の中で、大体疑問点が分かりましたので、これで終わります。

どうもありがとうございます。

○委員長(藤原正司君) 他に発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

犯罪による収益の移転防止に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤原正司君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、工藤聖太郎君から発言を求められておりますので、これを許します。工藤君。

○工藤聖太郎君 私は、ただいま可決されました犯罪による収益の移転防止に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び国民新党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

犯罪による収益の移転防止に関する法律

案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一、犯罪による収益の移転防止及びテロ資金対策においては、国際的な連携を十分に図ること。また、金融活動作業部会(FATF)等におけるルール作りにおいては、我が国の国情を踏まえつつ、主体的な役割を果たすことができるよう体制を整えること。

二、本法による措置の実施に当たっては、国民及び特定事業者が過度な負担を負わず、その結果、健全な経済活動を萎縮させることがないよう十分配慮すること。

三、本法により新たに疑わしい取引の届出を行うこととなる特定事業者に対し、疑わしい取引の判断要件をできる限り明確に示すこと。

四、本法において疑わしい取引の届出が義務付けられていない、いわゆる土業等特定事業者が、疑わしい取引と認識して自ら届出を行った場合については、免責を受けることが可能とする等、守秘義務との両立を図ることができるとする措置を検討すること。

五、疑わしい取引の届出に係る情報の取扱いについては、特定事業者から届出を受ける行政庁はもとより、当該情報その他の犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析を行う国家公安委員会において、外部への漏洩等が発生しないよう、情報管理の徹底等に十分留意すること。

六、国家公安委員会が金融情報機関(FIU)としての機能を十分発揮できるよう、金融庁のノウハウを活用するほか、情報の集約、整理及び分析に当たる人材の育成等体制整備を図ること。

七、国家公安委員会による行政庁への意見陳述及び都道府県警察による特定事業者への立入検査等については、本来の目的を超え、濫用されることがないようにすること。また、一般国民への不当な権利侵害がないよう留意すること。

ること。

八、本法の施行状況等を勘案して行われる犯罪による収益の移転防止のための制度の検討に当たっては、土業等特定事業者が有する自治の原則又は守秘義務の遵守、並びにこれらの事業者が疑わしい取引の届出の対象とされない趣旨等に十分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(藤原正司君) ただいま工藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤原正司君) 全会一致と認めます。よって、工藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、溝手国家公安委員会委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。溝手国家公安委員会委員長。

○国務大臣(溝手頭正君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(藤原正司君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤原正司君) 次に、道路交通法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。溝手国家公安委員会委員長。

○国務大臣(溝手頭正君) ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきま

して、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、最近における道路交通をめぐる情勢に対応して、交通事故の防止その他交通の安全と円滑を図るため、飲酒運転を行った者等に対する罰則の強化及び運転免許を取り消された場合における運転免許を受けることができない期間の延長、七十五歳以上の運転者に対する認知機能検査制度の導入、後部座席ベルトの装着の義務付け等を行うことをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、悪質・危険運転者対策の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、飲酒運転を行った者等に対する罰則を引き上げるほか、酒気を帯びている者で飲酒運転を行うおそれがあるものに対し車両等を提供する行為及び自己の運送の要求等をして飲酒運転が行われている車両等に同乗する行為を禁止するなどするものであります。

その二は、救護義務に違反した一定の者に対する罰則を引き上げるものであります。

その三は、一定の悪質な違反行為をしたこと等を理由として、公安委員会が運転免許を取り消したときにおける運転免許の欠格期間の上限を引き上げるものであります。

その四は、警察官が運転免許証等の提示を求めることができる規定の見直しをするものであります。

第二は、高齢運転者対策等の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、七十五歳以上の者は、運転免許証の更新を受けようとする場合等には、認知機能に関する検査を受けなければならないこととし、公安委員会は、当該検査を受けた者が一定の基準に該当するときは、臨時に適性検査を行うこととするものであります。

その二は、七十歳以上の者は、更新期間が満了する日の六月前から高齢者講習を受講することが

できることとするものであります。

その三は、七十五歳以上の者及び聴覚障害者は、普通自動車運転する場合において、一定の標識を表示しなければならないこととするなどするものであります。

第三は、自転車利用者対策の推進を図るための規定の整備であります。

その一は、普通自転車は、その運転者が児童等である場合、車道等の状況に照らして歩道を通行することがやむを得ない場合等には、歩道を通行することができることとするものであります。

その二は、児童等を保護する責任のある者は、児童等を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないこととするものであります。

第四は、自動車の運転者は、助手席以外についても、座席ベルトを着用しない者を乗車させて自動車を運転してはならないこととするものであります。

第五は、その他の規定の整備であります。

その一は、警察署長は、車両移動保管関係の事務を一定の法人に委託することができることとし、指定車両移動保管機関制度を廃止することとするものであります。

その二は、安全運転管理者に関する規定を整備するものであります。

なお、この法律の施行日は、七十五歳以上の者及び聴覚障害者の標識の表示等に関する規定、自転車利用者対策の推進を図るための規定、座席ベルト装着に関する規定、車両移動保管関係事務の委託に関する規定、安全運転管理者に関する規定については公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日、認知機能検査に関する規定、高齢者講習に関する規定、免許の欠格期間の上限引上げに関する規定については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日、その他の部分については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤原正司君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○委員長(藤原正司君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

道路交通法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することと御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(藤原正司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十七分散会

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部

を次のように改正する。

目次中第六十三条の九を「第六十三条の十一に、〔第七十一条の五〕を〔第七十一条の六〕に改める。

第二条第一項第三号の二中〔第四十八条の四第一項〕を〔第四十八条の四〕に改める。

第十条に次の一項を加える。

3 前項の規定により歩道を通行する歩行者は、第六十三条の四第二項に規定する普通自転車通行指定部分があるときは、当該普通自転車通行指定部分を行き交すことができる通行するよう努めなければならない。

第十五条中「第十条」を「第十条第一項若しくは第二項」に改める。

第四十四条の付記及び第四十五条の付記中「第一百九条の三第二項第一号」を「第一百九条の二第二項第一号」に、「第一百九条の四第一項第一号」を「第一百九条の三第二項第一号」に改める。

第四十七条の付記中「第一百九条の四第一項第四号」を「第一百九条の三第二項第四号」に、「第一百九条の三第二項第二号」を「第一百九条の二第二項第二号」に改める。

第四十八条の付記中「第一百九条の三第二項第一号」を「第一百九条の二第二項第一号」に、「第一百九条の四第一項第一号」を「第一百九条の三第二項第一号」に改める。

第四十九条第一項中「同じ。」の下に「又はパーキング・チケット(内閣府令で定める様式の標章であつて、発給を受けた時刻その他内閣府令で定める事項を表示するものをいう。以下同じ。)を発給するための設備で内閣府令で定める機能を有するもの(以下「パーキング・チケット発給設備」という。)を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十九条の二第二項及び第四項中「同条第二項」を「同項」に改め、同条の付記中「第一百九条の四第一項第一号」を「第一百九条の三第二項第一号」に、「第一百九条の三第二項第一号」を「第一百九条の四第一項第一号」に改める。

第九条の二第二項第一号に、「第一百九条の四第一項第三号」を「第一百九条の三第二項第三号」に改める。

第四十九条の四第二項中「同条第二項の」を削る。

第五十一条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、「及び第五十一条の三」を削り、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十項中「前三項」を「第十一項中「第七項から前項まで」に、「及び前項」を「及び前二項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十四項」を「第十五項」に、「から第十項」を「から第十一項」に、「第九項又は第十項」を「又は第九項から第十一項まで」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「六月」を「三月」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を第十九項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「第十項」を「第十一項」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「前三項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 警察署長は、前項の規定による公示をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五十一条の二の次に次の一項を加える。

(報告徴収等)

第五十一条の二の二 警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用権等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第五十一条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、「及び第五十一条の三」を削り、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十項中「前三項」を「第十一項中「第七項から前項まで」に、「及び前項」を「及び前二項」に、「第十一項」を「第十二項」に、「第十四項」を「第十五項」に、「から第十項」を「から第十一項」に、「第九項又は第十項」を「又は第九項から第十一項まで」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二」に、「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第十一項」を「第十二項」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「六月」を「三月」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項を第十九項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十四項中「第十項」を「第十一項」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、同条第十項中「前三項」を「第七項から前項まで」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

2 警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

第五十一条の三を次のように改める。

(車両移動保管関係事務の委託)

第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第五項及び第六項(同条第二十二項において準用する場合を含む。)の規定による車両(積載物を含む。以下この項において同じ。)の移動及び保管に関する事務当該車両の移動、返還、売却及び廃棄の決定、同条第十六項の規定による命令、滞納処分その他の政令で定めるものを除く。)の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

2 前項の規定により警察署長から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則) 第二項については第百十七條の四第一号)

第五十一条の五の付記中「第百十九條の四第一項第五号」を「第百十九條の三第一項第五号」に改める。

第五十一条の八第三項第二号口中「第百十九條の三第一項第三号」を「第百十九條の二第一項第三号」に改める。

第五十一条の十二第七項中「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五号」を加える。

第六十三條の四第一項を次のように改める。

普通自動車は、次に掲げるときは、第十七條第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保するため必要があると認め、当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自動車当該歩道を通行することができることとされているとき。

二 当該普通自動車の運転者が、児童、幼児その他の普通自動車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自動車の通行の安全を確保するため当該普通自動車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

第六十三條の四第二項中「通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を普通自動車通行すべき部分として指定された部分(以下この項において「普通自動車通行指定部分」という。)があるときは、当該普通自動車通行指定部分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、普通自動車通行指定部分については、当該普通自動車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

第三章第十三節中第六十三條の九の次に次の一条を加える。

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三條の十 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自動車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第六十四條中「第九十條第四項」を「第九十條第五項」に、「若しくは第三項を若しくは第四項」に、「第百三十三條第三項」を「第百三十三條第四項」に改める。

第六十五條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 何人も、酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。

第六十五條に次の一項を加える。

4 何人も、車両(トロッポバス及び道路運送法第二條第三項に規定する旅客自動車運送事業(以下単に「旅客自動車運送事業」という。)の用に供する自動車当該業務に従事のものその他の政令で定める自動車を除く。以下この項、第百十七條の二の二第四号及び第百十七條の三の二第二号において同じ。)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。

第六十五條の付記を次のように改める。

(罰則) 第一項については第百十七條の二第一号、第百十七條の二の二第一号、第百十七條の二の二第二号、第三項については第百十七條の二の二第三号、第百十七條の三の二第一号、第四項については第百十七條の二の二第四号、第百十七條の三の二第二号)

第六十六條の付記を次のように改める。

(罰則) 第百十七條の二第三号、第百十七條の二の二第五号)

第六十七條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、警察官は、車両等の運転者が車両等の運転に關しこの法律(第六十四條、第六十五條第一項、第六十六條、第七十一條の四第三項から第六項まで並びに第八十五條第五項及び第六項を除く。)若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反し、又は車両等の交通による人の死傷若しくは物の損壊(以下「交通事故」という。)を起こした場合において、当該車両等の運転者に引き続き当該車両等を運転させることができるかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該車両等の運転者に対し、

第九十二條第一項の運転免許証又は第百七條の二の國際運転免許証若しくは外國運転免許証の提示を求めることができる。

第六十七條の付記中「第二項」を「第三項」に、「第百十九條の二」を「第百十八條の二」に改める。

第七十一條第五号の四中「第三項までに」を「第三項まで若しくは第七十一條の六第一項若しくは第二項に」、「第三項まで又は」を「第三項まで、第七十一條の六第一項若しくは第二項又は」に改める。

第七十一條の三第二項本文中「の横」を「以外」に、「この条」を「この項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第七十一條の四の付記中「第百十九條の四第一項第六号」を「第百十九條の三第一項第六号」に改める。

第七十一條の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初心運転者標識等の表示義務)」を付し、同条第三項を削り、同条第二項中「第八十四條第三項の大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許」を「普通自動車対応免許」に改め、「七十歳以上」の下に「七十五歳未満」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第八十五條第一項若しくは第二項又は第八十六條第一項若しくは第二項の規定により普通自動車を運転することができる免許(以下この条及び次条において「普通自動車対応免許」という。)を受けた者で七十五歳以上のものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

第七十一條の五の付記中「第一項」を「第一項及び第二項」に改める。

第四章第一節中第七十一條の五の次に次の一条を加える。

第七十一條の六 普通自動車対応免許を受けた者が政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されて

いるものは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前部及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

2 普通自動車対応免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に当該普通自動車対応免許に条件を付されているものは、当該肢体不自由が自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けて普通自動車を運転するように努めなければならない。

(罰則) 第一項については第百二十一条第一項第九号の三、同条第二項

第七十二条第一項中「車両等の交通による人の死傷又は物の損壊(以下「交通事故」という。))を「交通事故に、当該車両等の運転者その他の」に改め、同条の付記中「については第百七条の下に」第一項、同条第二項を加える。

第七十二条の二第三項中「第二十項まで」を「第二十一項まで並びに第五十一条の二の二に、同条第七項」を「第五十一条第七項」に改め、「この条の下に及び第五十一条の二の二を加え、同条第十項中「前三項」を「同条第十一項中「第七項から前項まで」に、及び前項」と、同条第十一項を「及び前二項」と、同条第十二項に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「第五十一条の三」を「第五十一条の二の二に、同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、「対する」との下に、「第五十一条の二の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」とを加える。

第七十四条の三第一項中「道路運送車両法の規

定による軽自動車を使用して貨物を運送する事業を「貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業」に改める。

第七十五条第一項第一号中「第九十条第四項」を「第九十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「第百三十三条第三項」を「第百三十三条第四項」に改め、同条の付記中「第百七条の四第五号」を「第百七条の四第六号」に、「第百七条の二第二号、第百七条の四第六号」を「第百七条の二第四号、第百七条の二の二第六号」に、「第百七条の二第三号、第百七条の四第七号」を「第百七条の二第五号、第百七条の二の二第七号」に、「第百七条の三第一項第三号」を「第百七条の二第二項中「及び第五十一条」を「第五十一条及び第五十一条の二の二」に、「同条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条の付記中「第百九条の三第一項第二号、第百九条の四第一項第四号」を「第百九条の二第一項第二号、第百九条の三第一項第四号」に改める。

第八十五条第十項中「道路運送法第二十三条に規定する旅客自動車運送事業(以下「旅客自動車運送事業」という。))を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十八条第一項第二号中「同条第七項」を「同条第九項」に、「又は同条第四項」を「若しくは同条第二項の規定による免許の拒否をされた日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を経過していない者又は同条第五項に改め、「停止されている者」の下に「若しくは同条第六項の規定により免許を取り消された日から起算して同条第十項の規定により指定された期間を経過していない者」を加え、同項第三号中「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に、「同条第一項第四号に該当することを理由とするものを除く」を「同条第一項第四号を除く」に係るものに限るに、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、「除いた期間」を「除いた期間。以下この号において同じ。」を経過

していない者若しくは第百三十三条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第四項の規定による免許の取消しにあつては、同条第二項に係るものに限る。))をされた日から起算して同条第八項の規定により指定された期間に、「これらの規定若しくは」を「同条第一項若しくは第四項」に、「第百三十三条第三項」を「第百三十三条第四項」に改め、同項第四号中「同条第八項を若しくは第二項、同条第九項」に、「第百三十三条第三項又は第百七条の五第九項」を「第百三十三条第四項又は第百七条の五第十項」に改める。

第九十条第一項ただし書中「第九項」を「第十二項」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 介護保険法平成九年法律第百二十三号「第八條第十六項に規定する認知症第百三十一條第一項第一号の二において単に「認知症」という。」である者

第九十条第一項第三号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第四号中「違反した者を」を「違反する行為(次項第一号から第四号までに規定する行為を除く。))をした者に改め、同項第六号中「いう。」の下に「次項第五号に規定する行為以外のもの」を加え、同項第七号中「第百二十二条第三項」を「第百二十二条第六項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第四項」に、「第十項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項中「又は第二号」を「から第二号までのいずれか」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「受けた時」の下に「又は第六項の規定により免許を取り消された時」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

第九十条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第二項及び第三項の規定は、前項の規定による処分について」を「第三項の規定は第五項の規定による処分について、第四項の規定は前二項の規定による処分について、それぞれに、第二項中「前項ただし書」を「第三項中「第一項ただし書」に、「第四項」を「第五項」に、「前項第四号」と、「第三項」を「第一項第四号」と、第四項」に改め、「次項」との下に、「第二項」とあるのは「第六項」とを加え、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 公安委員会は、免許を与えた後において、当該免許を受けた者が当該免許を受ける前に第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その者の免許を取り消すことができる。

第九十条第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は第二項の規定により免許を拒否しようとするとき」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをした者

二 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をした者

三 自動車等の運転に関し第百七条の二第一号又は第三号の違反行為をした者(前二号のいずれかに該当する者を除く。)

四 自動車等の運転に関し第百七条の違反行為をした者

五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第

二百八条の二の罪に当たるものをした者
第九十五条第二項中「第六十七条第一項」の下に
「又は第二項を加える。」

第九十六条第六項中「第九十条第四項」を「第九
十条第五項」に、「若しくは第三項」を「若しくは第
四項」に、「第三百三条第三項」を「第三百三条第四項」
に改める。

第九十六条の三中「第九十条第一項ただし書」の
下に「若しくは第二項を加え、同条第四項を
「同条第五項若しくは第六項」に、「若しくは第三
項を、第二項若しくは第四項」に改め、「取消し
又は第九十七条の五第一項の下に「若しくは第二
項を加え、同条第八項」を「同条第九項」に、「第
百三条第三項」を「第三百三条第四項」に改める。

第九十七条の二第二項第三号中「次に定める」の
下に「検査及び」を加え、同号ロ中「イに掲げる」を
「イ及びロに掲げる」に改め、同号ロを同号ハと
し、同号イ中「以上の者」の下に「イに掲げる者を
除く。」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイと
して次のように加える。

イ 第八十九条第一項の規定により免許申請
書を提出した日における年齢が七十五歳以
上の者 公安委員会が内閣府令で定めると
ころにより行う介護保険法第八十六条第
六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能
(以下単に「認知機能」という。)に関する検
査(以下「認知機能検査」という。)及び当該
認知機能検査の結果に基づいて行う第九十
八条の二第二項第十二号に掲げる講習

第九十七条の二第二項中「外国の行政庁を」本
邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のあ
る機関」に改める。

第九十九条の二第四項第二号ハ及び二中「第百
十七条の四第八号」を「第百十七条の四第四号」に
改める。

第一百一条の三第一項本文中「次条第一項」の下に
「及び第二項を加え、同項ただし書中「及び」の下
に「第二項、第百二条第二項並びに」を加え、「三
月」を「六月」に改める。

第一百一条の四第一項中「三月」を「六月」に改め、
同条第二項を次のように改める。

2 前項に定めるもののほか、免許証の更新を受
けようとする者で更新期間が満了する日におけ
る年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満
了する日前六月以内にその者の住所地を管轄す
る公安委員会が行った認知機能検査を受けてい
なければならぬ。この場合において、公安委
員会は、その者に対する同項の講習を当該認知
機能検査の結果に基づいて行うものとする。

3 公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、
当該各号に定める事項を記載した書面を送付す
るものとする。

一 免許を現に受けている者で更新期間が満了
する日における年齢が七十歳以上七十五歳未
満のもの 免許証の更新を受けようとする
ときは更新期間が満了する日前六月以内に第一
項の規定により講習を受けていなければなら
ない旨、当該講習を受けることができる日時
及び場所その他当該講習に係る事務の円滑な
実施を図るため必要な事項

二 免許を現に受けている者で更新期間が満了
する日における年齢が七十五歳以上のもの
前号に定める事項並びに免許証の更新を受け
ようとするときは更新期間が満了する日前六
月以内に前項の規定により認知機能検査を受
けていなければならない旨、当該認知機能検
査を受けることができる日時及び場所その他
当該認知機能検査に係る事務の円滑な実施を
図るため必要な事項

第百二条第五項中「及び第二項」を「から第五項
まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項
に次のただし書を加える。

ただし、第一項から第四項までの規定による
適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知さ
れた期日までに内閣府令で定める要件を満たす
医師の診断書を提出した場合は、この限りでな
い。

第百二条第四項を同条第七項とし、同条第三項
中「前二項を、第一項から前項まで」に改め、同項
を同条第六項とし、同条第二項中「前項を、第一
項から前項まで」に改め、同項を同条第五項とし、
同条第一項中「公安委員会」を「前三項に定めるも
ののほか、公安委員会」に、「若しくは第二号」を
「から第二号までのいずれか」に改め、同項を同条
第四項とし、同条に第一項から第三項までとして
次の三項を加える。

公安委員会は、第九十七条の二第二項第三号
の規定により認知機能検査を受けた者で当該認
知機能検査の結果が認知機能に関し内閣府令で
定める基準に該当するもの(以下この条におい
て「基準該当者」という。)が第九十九条第一項の
免許申請書を提出した場合において、その者が

一 この条(第五項を除く。)の規定による適性検査(第四項の規定による ものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当すること となつた疑いがあることを理由としたものに限る。)を受けたとき。		当該適性検査を受け た日の翌日
二 第七項ただし書の規定により診断書(その者が第百三条第一項第一 号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。)を提出したとき。		当該診断書を提出し た日の翌日
三 認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。		当該認知機能検査を 受けた日の翌日

2 公安委員会は、前条第二項の規定により認知
機能検査を受けた者で基準該当者であるものが
第百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第
百一条の二第一項の規定による免許証の更新の
申請をした場合において、その者が当該免許証
に係る更新期間が満了する日の一年前の日(そ
の日以後に前項の表の上欄に掲げる場合に該当
することとなつたときは、それぞれ同表の下欄
に掲げる日)から当該更新申請書を提出し、又
は当該免許証の更新の申請をした日の前日まで
の間に、基準行為をしていない者であるときは、
その者が当該認知機能検査を受けた日以後に同
表の上欄に掲げる場合に該当することとなつた

当該免許申請書を提出した日の一年前の日(そ
の日以後に次の表の上欄に掲げる場合に該当す
ることとなつたときは、それぞれ同表の下欄に
掲げる日)から当該免許申請書を提出した日の
前日までの間に、自動車等の運転に関しこの法
律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定
又はこの法律の規定に基づく処分違反する行
為のうち認知機能が低下した場合に行われやす
いものとして政令で定める行為(以下この条に
おいて「基準行為」という。)をしていない者である
ときは、その者が当該認知機能検査を受けた日
以後に同表の上欄に掲げる場合に該当すること
となつたときを除き、その者が第九十九条第一
項第一号の二に該当する者であるかどうかにつ
き、臨時に適性検査を行うものとする。

ときを除き、その者が第百三条第一項第一号の
二に該当することとなつたかどうかにつき、臨
時に適性検査を行うものとする。

3 公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号
の規定により認知機能検査を受けた者で基準該
当者であるもの(第一項に規定する者に該当す
る者を除く。)が第九十九条第一項の免許申請書
を提出して免許を受けた場合において、当該免
許を受けた日以後に基準行為をしたとき又は前
条第二項の規定により認知機能検査を受けた者
で基準該当者であるもの(前項に規定する者に
該当する者を除く。)が第百一条第一項の更新申
請書を提出し、若しくは第百一条の二第一項の

規定による免許証の更新の申請をした場合において、当該更新申請書を提出し、若しくは当該免許証の更新の申請をした日以後に基準行為をしたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行うものとする。

一 その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたとき。

二 その者が当該基準行為をした日以後に、第百一条第一項の更新申請書を提出し、又は第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしたとき。

第百三条第一項第一号の二中「介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十六条に規定する」を削り、同項第四号中「第五項を」第六項に改め、同項第五号中「とき」の下に「(次項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合を除く。)」を加え、同項第七号中「とき」の下に「(次項第五号に該当する場合を除く。)」を加え、同条第八項中「第三項を」第四項に改め、同条第十項とし、同条第七項中「又は第三項を」、第二項又は第四項に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項を」第四項に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 公安委員会は、第二項各号のいずれかに該当することを理由として同項又は第四項の規定により免許を取り消したときは、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

第百三条第五項中「第三項を」第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項を」第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「ものとし」の下に「その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」を加え、「同項の規定を」第一項又は第二項の規定に改め、同項

を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に、「又は」を「若しくは」に改め、「する場」の下に「又は前項の規定により免許を取り消す」とする場合を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一 自動車等の運転により人を死傷させ、又は建造物を損壊させる行為で故意によるものをしたとき。

二 自動車等の運転に關し刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をしたとき。

三 自動車等の運転に關し第百七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき前二号のいずれかに該当する場合を除く。)

四 自動車等の運転に關し第百七条の違反行為をしたとき。

五 道路外致死傷で故意によるもの又は刑法第二百八条の二の罪に当たるものをしたとき。

第百三条の二第一項第二号中「第一号の二を」第三号に改め、同項第三号中「第百七条の四第三号若しくは第四号を」第百七条の二の二第一号若しくは第五号に改め、同条第五項中「前条第二項(同条第四項を」前条第三項(同条第五項に改め、同条第六項中「又は第三項を」第二項又は第四項に改め、同条第七項中「第三項を」第四項に改める。

第百四条第一項中「又は免許を」若しくは「免許」に改め、「とするとき」の下に「第百三条第二項第一号から第四号までのいずれかの規定により免許を取り消そうとするとき」を加え、「同条第二項(同条第四項を」同条第三項(同条第五項に改め、同条第一項第五号の下に「又は第二項第一号から第四号までのいずれかを」を加え、同条第四項中「又は第三項を」若しくは「第四項に」、「取消し又は」を「取消し若しくは」に改め、「限る。」の下に

「又は同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。)」を加える。

第百四条の二第二項中「第三項を」第四項に改め、同条第二項中「第三項を」第四項に改め、同条第五号に係るものを除く。を「同条第一項各号(第五号を除く。)」に係るものに限る。若しくは同条第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し(同条第二項第五号に係るものに限る。に改める。

第百四条の二の三第一項中「第百二条第三項を」第百二条第六項に、「同条第四項を」同条第七項に改め、同条第三項中「第百三条第二項、第三項及び第七項を」第百三条第三項、第四項及び第九項に、「同条第二項を」同条第三項に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に、「第百二条第四項を」第百二条第七項に改め、「第百四条の二の三第三項」との下に「(停止することができるとき、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合においては、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは、停止することができるとき」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」とを加え、「同条第七項を」同条第九項に、「又は第三項を」第二項又は第四項に、「準用する第三項を」準用する第四項に改め、同条第四項及び第五項中「第百三条第三項を」第百三条第四項に改め、同条第六項中「第百三条第二項を」第百三条第三項に、「同条第三項を」同条第四項に、「同条第二項を」同条第三項に改める。

第百四条の三第一項中「若しくは第三項を」第二項若しくは第四項に、「第百三条第三項を」第百三条第四項に改める。

第百六条中「第四項、第七項若しくは第九項を」第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項に、「第三項、第六項若しくは第八項」を「第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項」に、「第百三条第三項を」第百三条第四項に、「第九十条第六項若しくは第百三条第五項を」第九十条第八項若しくは第百三条第六項に改め、

「をしたとき」の下に「認知機能検査を受けたとき」を加える。

第百六条の二第二項中「除く。」の下に「又は第二項各号」を加え、同条第二項中「第百二条第三項を」第百二条第六項に、「同条第四項を」同条第七項に改める。

第百七条第三項中「第九十条第四項を」第九十条第五項に、「若しくは第三項を」若しくは「第四項」に、「第百三条第三項を」第百三条第四項に改める。

第百七条の二中「関する外国を」関する本邦の域外にある国若しくは地域に改め、「いない国」及び「いる国」の下に「又は地域」を、「行政庁」の下に「若しくは権限のある機関」を加える。

第百七条の五第一項第二号中「違反したとき」の下に「(次項各号のいずれかに該当する場合を除く。)」を加え、同条第十項中「第一項の下に」若しくは「第二項」を加え、「第八項を」第九項に、「第百三条第三項を」第百三条第四項に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前条第二項」を「前条第三項」に、「第百七条の五第八項を」第百七条の五第九項に改め、「及び第七項を」削り、「又は第三項を」第二項又は第四項に改め、「第百七条の五第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第八項を」同条第九項に、「前条第三項の規定を」前条第四項の規定と、同条第七項中「前条第一項又は第四項の規定とあるのは」第百七条の五第一項若しくは第二項の規定又は同条第九項において準用する前条第四項の規定に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第百三条第三項から第五項まで及び第七項を」第百三条第三項の下に「又は第二項」を加え、「同条第三項を」同条第四項に改め、「停止することができるとき」の下に「ものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」とを、「範囲内で期間を定めて」の下に「その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定め

第一節 内閣委員会議事録第六号 平成十九

くは第三項」を、「第二項若しくは第四項」に改め
「取消し又は第百七条の五第一項の下に「若しく

を「第六十三条の四第一項第一号」に改める。

第百十二条第一項第五号の二の次に次の一号を

該車両等を運転した場合に限る。）
第百十七條の二の次に次の一條を加える。

第一百七十二条の二次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

二 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態を有する者)を運転した場合に限るものとす。前条第二号に該当する場合を除く。

三 第六十五条 酒気帯び運転等の禁止 第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒に酔った状態で車両等を運転した場合に限る。)

四 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止 第四項)の規定に違反した者(その者が当該同乗した車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら同項の規定に違反した場合であつて、当該運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転したときに限る。)

五 第六十六条(過労運転等の禁止)の規定に違反した者(前条第三号の規定に該当する者を除く。)

六 第六十五條(自動車の使用者の義務等) 第一項第三号の規定に違反した者 当該違反により運転者が酒に酔つた状態で自動車を運転し、又は身体に第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で自動車を運転した場合に限るものとし、前条第四号に該当する場合を除く。

七 第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号の規定に違反した者(前条第五号に該当する者を除く。)

第一百七条の三の二次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 酒気帯び運転等の禁止 第三項の規定に違反して酒類を提供した者、当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第一百七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等（軽車両を除く。）を運転した場合に限るものとし、同条第三号に該当する場合を除く。）

二 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第四項の規定に違反した者（当該同乗した車両（軽車両を除く。以下この号において同じ。）の運転者が酒に酔つた状態で当該車両を運転し、又は身体に第一百七十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第四号に該当する場合を除く。）

第一百七十七条の四第一号中「第五十一条の十二を」

「第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託)第二項、第五十一条の十二に、「又は第五十一条の十五」を、「第五十一条の十五」に改め、「放置違犯反金関係事務の委託(第二項)の下に、「第百八条(免許関係事務の委託)第二項又は第百八条の二(講習)第四項」を加え、同条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第四号とする。

第百十七条の五第三号中「第五十一条の三(指定

車兩移動保管機關(第四項)及び(第一百八条(免許關係事務の委託)第二項)を削る。

第一百八条の二を第一百八条の三とし、第一百八条の次に次の一条を加える。

第一百八条の二 第六十七条(危険防止の措置)第三項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金

罰金に処する。
第百十九条の二を削り、第百十九条の三を第百十九條の二とする。

二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第一百九条の三とする。

第二百一十一條第一項第九号中「第九項」を第十項に、「第四項若しくは第六項」を「第五項若しくは第七項」に改め、同項第九号の三中「第一項」の下に「若しくは第二項又は第七十一條の六（初心運転者標識等の表示義務）第一項」を加える。

第百十三条中「第百七条の二第二号若しくは第三号、第百七条の四第五号から第七号までは第三号、第百七条の二第四号若しくは第五号、第百七条の二の二第六号若しくは第七号、第百七条の二の二第六号若しくは第七号、第百七条の四第三号」に、「第百十九条の三第一項第三号、第百十九条の四第一項第五号」を「第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第五号」に改める。

第二百二十五条第二項第二号中「第一百七十二条の二第一号の二」を「第一百七十二条の二第三号」に、「第一百七十二条の四第三号」を「第一百七十二条の二の二第一号」に改める。

第二百十六條第四項中「第一百九條の三又は第一百九條の四第一項第一号」を「第一百九條の二又は第一百九條の三第一項第一号」に改める。

別表第一中「第四十九條第二項」を「第四十九條第一項」に改める。

別表第二中「第一百九條の三」を「第一百九條の二」に改める。

二に、「第一百九条の四第一項第一号」を「第一百十九条の三第一項第一号」に改める。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 目次の改正規定、第十条の改正規定、第十五条の改正規定、第五十一条の改正規定(同条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条第一項」に改める部分を除く。)、第五十一条の二の次に一条を加える改正規定、第五十一条の三の改正規定、第五十一条の十二第七

項の改正規定、第六十三條の四の改正規定、第六十三條の九の次に一條を加える改正規

定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の三の改正規定、第七十一条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十四条の三第一項の改正規定、第七十五条の八第

二項の改正規定、第百八条の四第三項第一号の改正規定、第百八条の二十六の改正規定、第百八条の二十九第二項の改正規定、第百八条の三十二第二項第六号の改正規定、第一百十條の二第三項の改正規定、第百十三條の三の改正規定、第百十七條の四第一号の改正規定（同号中「第五十一條の十二」を「第五十一條の三」（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第

五十一條の十二に改める部分に限る。）、第百十七條の五第三号の改正規定（「第五十一條の三（指定車両移動保管機関）第四項、」を削る部分に限る。）及び第百二十一條第一項第九号

の三の改正規定並びに次条、附則第三条及び
 第十一条の規定 公布の日から起算して一年
 を超えない範囲内において政令で定める日
 一 第六十四条の改正規定、第七十五条第一項
 第一号の改正規定、第八十八条第一項の改正
 規定、第九十条の改正規定、第九十六条第六

項の改正規定、第九十六条の三の改正規定、第九十七条の二第一項の改正規定、第一百一条の三第一項の改正規定、第一百一条の四の改正

規定、第百二条の改正規定、第百三条の改正規定、第百三条の二の改正規定(同条第一項

に係る部分を除く。)、第百四条の改正規定、第百四条の二の改正規定、第百四条の三の改正規定、第百四条の三第一項の改正規定、

定、第六百六条の改正規定、第六百六条の二の改正規定、第六百七条第三項の改正規定、第六百七条の五の改正規定、第六百七条の六の改正規定、第六百七条の七第一項の改正規定、第六百八条の付記の改正規定、第六百八条の二の改正規定、第六百十二条第一項の改正規定、第六百十三

条の二の改正規定、第百七条の四第一号の改正規定(同号中「第五十一条の十二」を第五十一条の三(車両移動保管関係事務の委託第二項、第五十一条の十二に改める部分を除く。)、第百七条の五第三号の改正規定(「第百八条(免許関係事務の委託第二項)」を削る部分に限る。))及び第百二十一条第一項第九号の改正規定並びに附則第四条から第六条まで及び第十号の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(保管車両等に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の際現にこの法律による改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)(第五十一条第六項(同条第二十一項及び旧法第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。))又は旧法第七十二条の二第二項後段の規定により保管されている車両、積載物又は損壊物等(旧法第五十一条第十一項(同条第二十一項並びに旧法第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。))の規定によりこれらを売却した場合におけるその代金を含む。については、この法律による改正後の道路交通法(以下「新法」という。)(第五十一条第十項及び第二十項(同条第二十二項並びに新法第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。))の規定にかかわらず、なお従前の例による。(車両移動保管事務に係る経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に旧法第五十一条の三第一項に規定する指定車両移動保管機関(以下この条において単に「指定車両移動保管機関」という。))が同項の規定により保管している車両又は積載物(旧法第五十一条の三第十項において準用する旧法第五十一条第十一項(同条第二十一項において準用する場合を含む。))の規定によりこれらを売却した場合におけるその代金を含む。に係る旧法第五十一条の三第一項に規定する車両移動保管事務(以下この条において単に「車両移動保管事務」という。))

2 前項に定めるもののほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行った車両移動保管事務に係る旧法第五十一条の三第八項に規定する負担金等の納付、督促、徴収及び滞納処分並びに当該負担金等の請求権の消滅時効については、なお従前の例による。

3 第一項に定めるもののほか、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に指定車両移動保管機関が行った車両移動保管事務に係る処分に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求については、なお従前の例による。

4 指定車両移動保管機関の役員又は職員であつた者に係る車両移動保管事務(第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。))に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。(免許等に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。))前に旧法第九十条第一項ただし書の規定による運転免許(以下「免許」という。))の拒否若しくは保留の基準、同条第四項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止の基準又は旧法第百三条第一項若しくは第三項の規定による免許の取消し若しくは効力の停止の基準に該当したことを理由とする免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる免許の拒否又は取消しを受けた者に対するその者が免許を受けることができない期間の指定については、なお従前の例による。

3 第二号施行日前に旧法第七十五条の五第一項の規定又は同条第八項において準用する旧法第百三条第三項の規定による自動車等の運転の禁止

の基準に該当したことを理由として自動車等の運転の禁止をする場合における当該禁止の期間については、なお従前の例による。

第五条 新法第九十七条の二第二項第三号イの規定は、第二号施行日から起算して六月を経過した日の翌日以後に免許が失効した者について適用する。

2 新法第百一条の四第二項の規定は、新法第百一条第一項の更新期間が満了する日(新法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を申請しようとする者にあつては、当該申請をする日)が第二号施行日から起算して六月を経過した日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

第六条 旧法第百二条第三項の規定により通知を受けた者は、新法第百二条第六項の規定により通知を受けた者とみなす。

第七條 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正(土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。)

第七條第二号中「第一号の二」を「第三号」に改め、同条第三号中「第百七条の四第三号若しくは第四号」を「第百七条の二の二第一号若しくは第五号」に改める。

(自動車安全運転センター法の一部改正)

第八条 自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中第七十二条第一項を「第六十七條第二項」に改める。

(自動車運転代行業務の適正化に関する法律の一部改正)

第九条 自動車運転代行業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項中「第百七条の二第二号及び第三号、第百七条の四第五号から第七号まで」を「第百七条の二第四号及び第五号、第百七条の二の二第六号及び第七号、第百七条の四第三号」に、「第百十九條の三第一項第三号、第百十九條の四第一項第四号」を「第百十九條の二第一項第三号、第百十九條の三第一項第四号」に改め、同項の表第七十五條の付記の項中「第百十九條の三第一項第三号」を「第百十九條の二第一項第三号」に、「第百十九條の四第一項第四号」を「第百十九條の三第一項第四号」に改め、同表第百七条の二第二号の項中「第百七条の二第二号」を「第百七条の二第四号」に改め、同表第百七条の二第三号の項中「第百七条の二第三号」を「第百七条の二第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

第百七条の二の二第六号	第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第三号	第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第三号(運転代行業務法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
第百七条の二の二第七号	第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第四号	第七十五條(自動車の使用者の義務等)第一項第四号(運転代行業務法第十九條第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)

第十九条第一項の表第一百七条の四第五号の項中「第一百七条の四第五号」を「第一百七条の四第三号」に改め、同表第一百七条の四第六号の項及び第一百七条の四第七号の項を削り、同表第一百七条の三第一項第三号の項中「第一百七条の三第一項第三号」に改め、同表第一百七条の四第一項第四号の項中「第一百七条の四第一項第四号」を「第一百七条の三第一項第四号」に改め、同表第二百二十三条の項中「第一百七条の三第一項第三号」を「第一百七条の二第一項第三号」に、「第一百七条の四第一項第四号」を「第一百七条の三第一項第四号」に改め、同条第二項中「第一百七条の二第二号及び第三号、第一百七条の四第五号から第七号まで」を「第一百七条の二第四号及び第五号、第一百七条の二の二第六号及び第七号、第一百七条の四第三号」に、「第一百七条の三第一項第三号」を「第一百七条の二第一項第三号」に改め、同条第四項中「第一百七条の四第一項第四号」を「第一百七条の三第一項第四号」に改める。 （行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正） 第十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。 別表道路交通法（昭和三十五年法律第五号）の項中「第一百七条の五第十項」を「第一百七条の五第十一項」に改める。 （一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正） 第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。 第一百七十一条のうち道路交通法第五十一条の	三の改正規定を削り、同法第八十八条の四第三項第一号の改正規定中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。 （罰則に関する経過措置） 第十二条 この法律（附則第一条第一号に掲げる改正規定については、当該改正規定の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （その他の経過措置の政令への委任） 第十三条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。		
--	---	--	--